

【目次】

スウェーデン研究講座 第 164 回 2014 年 8 月 8 日

「俳句が結ぶ日本とスウェーデン」

ラーシュ・ヴァリエ 前駐日スウェーデン大使

スウェーデン研究講座 第 165 回 2014 年 9 月 5 日

「スウェーデンの障害者就労支援の実情」

Monika Lingegard サムハル CEO

スウェーデン研究講座 第 166 回 2014 年 9 月 22 日

「スウェーデンの環境法典と環境裁判所～社会的合意形成のツール」

舟崎 隆之 ファルコーヴァ・コンサルティング代表

スウェーデン研究講座 第164回 2014年8月8日

「俳句が結ぶ日本とスウェーデン」

ラーシュ・ヴァリエ 前駐日スウェーデン大使



(日本語で講演)

「俳句が結ぶ日本とスウェーデン」というタイトルに従って、スウェーデンの俳句から見た日本、今までやってきたスウェーデンと日本の文学界の関係を比較するために、いろんなことをやってみたのですが、それについても、少し、触れたいと思います。それから、スウェーデンの俳句、スウェーデンにおける

俳句の状態、どういう俳人がいるか、スウェーデンの俳人は何を想像しているか、何を考えているか。どういふ俳句を書くかということ。

まず、説明したいのは、スウェーデンでは、今夜の話は、俳句だけじゃなくて、俳句をスタートとして始めたいと思います。スウェーデンでも、西洋一般的に、俳句について、その原則、その美しさ、その内容について、大体30年代まで、誰もわからなかった。もちろん、小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）という素晴らしい方が、いろんな本の中に、俳句の翻訳を入れた。そのあと、一番大切な方は、Reginald Horace Blyth(レジナルド・フォレス・ブライス)というイギリスの方、たくさん、日本の俳句を翻訳して伝統的な俳句、その出した本は、本当に立派な本です。「日本と俳句の歴史」を何冊も出しました。それから、いろんなタイトルで英語で俳句の歴史と内容を紹介した。

彼は、1964年に亡くなったが、その前にそんなに影響はなかった。もちろん、その間に、第2次世界大戦があり、西洋との関係がおかしくなったこと。特に、アメリカのカリフォルニア州での有名な詩人たちが、50年代に、このブライスが翻訳した俳句を読んで、分析し、自分の俳句を書こうと思って、例えば、ジャック・キャメロン、フォンダ・ローという有名な小説を書いた方ですけど、彼は「エポック・オブ・ハイクス」を出しました。その俳句は、素晴らしい俳句ですけど、しかし、俳句ではなく、その半分俳句、半分くらいは川柳、むしろ川柳。まだ、そうですが、川柳と俳句の区別がヨーロッパとアメリカでは区別が分からない。特に現代、学校の中では、いろんな先生が、「今日、俳句を教えます。俳句は、5・7・5それでいい」と説明して、生徒たちが作るが、時々面白い句も出てくるが、ほとんどの句がつまらない。でも、やってみたらいいんじゃないかということが、言えると思います。

積極的に俳句を勉強することは、いいことだと思う。しかし、俳句の歴史、内容、どこから来たかということの研究した人は、すぐ、結論を出しました。ヨーロッパでも、アメリカでも、「俳句は、ああいうことではない。こういうことだ」と。そして、すぐ、いろいろな派ができました。派閥が出てきます。日本もそうだと思うのですが、俳句を書く俳人、現代詩を書く詩人、いつも互い

に喧嘩をしているらしいんですが、どうしてだろうと思いますけど、でも、やはり、大学の先生もそうだと思いますが、どんな内容の話であっても、やはり喧嘩するのだと思います。自分の立場の方が偉いと思って。しかし、一般的にまず、言えるは、西洋の俳句の派閥と、日本のような「派」の区別はそんなにない。ただ、ちょっと、喧嘩して、ひょっと、おなかがなったら何もわからないよというようなテキストを出します。

しかし、スウェーデンでは、30年代、20年代、1910年代に、よく東洋に対して興味を持っていたスウェーデンの研究者がかなりいました。特に、考古学者の間に、東アジアの歴史、文学を勉強し、研究した人が多かった。その中に、素晴らしい研究者も出ました。特にその一人は、バーナード・コンフェル（中国語では、ガーベル・ハーン）。この人は、中国語の伝統的な書物を分析して、字引まで出しました。その字引（辞典）が、世界で有名になり、彼は一番偉いサイコロジストの一人でした。彼も中国の唐詩の中に入っている詩を翻訳し、本を出しました。それから、えらい人だったから、彼のために他のスウェーデン人は、「大学で、どうしても、中国学を勉強しよう」と思い、中国学が非常に強くなりました。それから、ストックホルムの中心にある東洋博物館ができました。その博物館の中に、初めから中国の物が入りました。ですから、日本は面白くない、韓国はもっと、面白くないと思っていた人がいたわけです。

しかし、50年代、1958年、59年あたりに、ある人が、「ハイク」という本を出しました。この人の名前は、もともと、移民の種族だったんですが、ルーマニア系で、ヤン・ビンテレスク（Jan Vintilescu）、「ハイク・ジャパニーズミニチュアルーツ」という本を出しました。その本は、ライスが出した英語翻訳のスウェーデン語翻訳でした。ほんの少しですけど、その中から、俳句を選んで、スウェーデン語に訳し、その本は、ものすごく大きな影響を与えました。

「ああ、やはり、素晴らしい、こういう詩語あります。区分あります」というふうに。

それから、同時に、鈴木大拙という研究者が「禅・ジャパニーズカルチャー」という英語の本を出しました。その本を同時に読んだ人が、かなり多くなってきました。やはり、「東洋にある禅宗も、すごいんじゃないか」という現象がありました。そして、やはり、50年60年代の初め、カリフォルニア州のいわゆるビー・フォア・イツのグループがいろんな俳句、想像した禅の事について書きました。この禅も、ヨーロッパやアメリカでも、誤解しているケースが多いと思うが、みんな、禅ということは、ただ、長所のように、想像するならば、それでいい。そして、その中に、笑みを出してくれるなら、それが調和を広げるとか、ロマンチックな見方をするが、それだけではない。座禅を試してみれば、それだけではないことがすぐ分かると思います。特に、いわゆるセツシン（接心）のことを経験すれば、非常に辛いことが分かる。私は、一回、接心を試したことがある。神戸にある正徳寺という禅宗、山田無門という偉い老師がいて、最初の一日は、非常にムードは、良かった。でも、その後、背中が痛くなり、どうしても逃げたかった。ですから、まず、禅はつらい。「男は辛いよ」という映画があるが、同じように禅はつらい。

でも、スウェーデンの研究者が、いろんな中国の伝統的な短い詩も翻訳しました。特に有名な杜甫、李白の句もかなり有名になって、みんなが読み、素晴らしいなと思って、そして、日本の短歌、俳句が入ってきて、李白と杜甫が書いたことと比較して、日本の詩も偉いんだなという意見が強くなりました。しかし、その後、パー・エリク・ワウンド（Per Erik Wahlund）（1923～2009）というスウェーデンの作家、彼は最後に日本語も少し、勉強したが、主に英語の翻訳を見つけ、それをスウェーデン語にして、非常にうまい詩人でもあった。彼は、どうしても、5-7-5、短歌ならば、5-7-5-7-7というパターンに従って、非常にうまい表現を見つけて、素晴らしい翻訳を出しました。でも、他の人は、彼の翻訳がうまいので、その素晴らしさによって、あんなシーンは書けないという風に、ある意味では、10何年かの間、皆の興味を殺した。「ああいう偉い人しか俳句はかけない」という意見は強くなった。しかし、彼は、日本の文学を紹介した偉い人です。

それから、面白いのは、同じ年、1959年、この間、ノーベル文学賞を受賞したトマス・トランストロマー（Tomas Tranströmer）も「ハイク」という本を出したが、でも、誰も読まなかった。とても薄い本だった。彼はその時、心理学者で、いろんな刑務所に行って、刑務所の経験について、俳句、川柳を書きました。その中では、英語の翻訳で、日本語に翻訳するともっと怖いからそれはしない。こういう俳句、まあ、川柳を書きました。

When the escapee was caught his pockets were full of mushrooms
刑務所から逃げた人が、捕まった時、彼のポケットの中には、マッシュルームがいっぱいありました。やはり、どうしても刑務所を逃げたかったので、すぐ、食べようと思って、

たぶん子供の時に、マッシュルームを拾うことを覚え、それが、非常に楽しかったから、

好きなことを自由にできることをやっていた。という夢ではないと思いますけど。そして、夢になってから、彼も俳句を出しました。例えば、これも、俳句であるかどうか、多分俳句になると思うが、スウェーデン語で素晴らしい句、
The power lines tightened in the realm of cold north of all music
高圧材の線が非常にタイトになって、そのあった場所は、音楽の北の方
説明しにくい、やはりポイズンだと思うが、スウェーデン語ではとてもいい句
と思います。

今の現代スウェーデンの俳句を読むと、やはり伝統的な現代詩に基づいて、同じような句、内容のある俳句を出している俳人がかなり増えています。そして、伝統的な現代詩には何があるかというと、やはり、少し、ちょっと暗い感じ、イングマー・バーグマン（Ingemar Bergman）映画監督のような映画の中の雰囲気。ですから、その句を読むと「ああ、なるほどなあ」と。それは、一つのスウェーデンの現代詩人を見ると、みんなその中に、明るいところを見つけている。例えば、12月13日は、スウェーデンでは、ルシア祭がある。それも同じように、一番暗い時に何とか光を見つけるということ。

スウェーデンの詩の中にも、ちょうど、暗い詩だと印象が強いんですけど、ちょっと読むと、明るいところがある。そして、明るいところを探しているのだと思う。例えば、素晴らしいスウェーデンの詩人バーナー・アスペンストム Werner Aspenstom(1918-97)は、「北欧の魂」という詩を書きました。英語で読むと、

Oh, the dark forests within us where the giants slumber.
What we call the soul is just a wandering sun spot
below the trees, a clearing reached by the slanted light

これは、スウェーデン語では、本当に素晴らしい詩だと思います。

日本語に翻訳すると、

「ああ、われわれの中にある暗い森林。その中にも巨人が寝ている。我々が言う魂は、この森林の中に発している光のスポットだけです。そのスポットは、木の下にあります。その木の下に光が少し入ってくるのです」

やはり暗い詩、しかし、やはりその中心は光です。それが、多分、スウェーデンを一番代表している詩の一つだと思います。この他、スティグ・ダーグマン (Stig Dagerman) という作家もいました。この人は、自殺しました。彼は、1923年に生まれ、1954年に、自殺したのですが、どうして自殺したか誰もわからないが、彼は、ガレージの中で車にエンジンを何回もつけ、最後には、エンジンを消し、また、ドアを開けて逃げた。でも、そのまま死んだ。彼は、第二次世界大戦後、ドイツを回り、ドイツでひどいことに出会い、記者として大きなショックを受けたのではないか。他の人は、そのように分析します。そこから、いろんなことを考えて、素晴らしい詩を書いたが、ちょっと、重すぎました。

有名な一つの短い句の中に

「死ぬってということは、ただ、旅に出るということです、枝から散っちゃう」
これが、とてもきれいだと思う。ちょっと、暗いとは思いますが、きれいだと思う。人間と自然は、いつも一緒だという考え方だと思います。

しかし、トマス・ハンスターは、ノーベル賞受賞者をこういう風にかきました。

Death leans over me,a chess problem And has the solution

Death「死」が人物として私の家に入ってくる。私は、チェスをやっています。デスは、チェスの問題は解決できないが、死の解決はできるというちょっと怖いシーンです。

スウェーデンでは、1999年に Swedish Haiku Society「俳句協会」という組織ができました。「俳句協会」は、いろいろな伝統的俳句を主に書いて、主に紹介して、また、それだけは、俳句ではないと言った人もいて、（私もそうですが）、それから、別の組織 Fri Haiku Society「自由俳句会」を作りました。でも、あまりケンカしない。ただ、伝統的な俳句ではなく、ほかの俳句、ほかの方法もありますよ。という形で、インターネットで、句集、ジャーナルを出しています。ネットアドレス fri-haiku.stwww.fri

そこで、今まで、出した句が入っています。それから、俳句協会が最初に出した本が「4月の雪」という本。これは、日本の俳人100人、スウェーデンの俳人100人の句、ある人は一つ、ある人は二つ、三つ上ははないが、スウェーデン語から日本語にして、日本語からスウェーデン語にして、当時は、ローマ字で発音を書いた。しかし、すぐ、みんなが分かったのは、スウェーデン語で俳句を書くと、俳句は、もっと長くなる。ですから、それを日本語にすると半分くらいを削らなきゃならない。そして、あるスウェーデンの俳人は、結果を見た時には、「あれ、これは、私の句ではないですよ」。

こういうものです。それは、一つの問題だと思います。西洋の言葉では、音節を数えます。私がよく使うストックホルムという例、ストックホルムという街の名前、スウェーデン語だと、音節は二つ、「ストック・ホルム」、日本語だと「ス・ト・ツ・ク・ホ・ル・ム」、ですから、7つが使ってしまう。それは、一つの問題です。原則が分かった人も、どんどん出て行きます。

例えば、この方法を出したばかりの俳人ですが、「外のねやみやず、月さま」というタイトルです。ここでは、まず、大文字がなくなり、時々、3行ではなく、2行の句と、1行の句もほんの少しあります。そして、大切なのはこの俳人にとって、リンバイとバンデグラウ（th.vandergrau）、多分実際の名前では

ないでしょうが、「大切なのは、5-7-5ではない。大切なのは、俳句が短くなる。その短さの中で、ポエジーを出せば、それが俳句です」

それはもちろんいえると思う。ただ、5-7-5を忘れると、なんとか資格の中に入らなければならない自由がなくなるような現象になると思います。それから、ここに、俳句でも、川柳でもない、そのような句があります。多分川柳と思いますが、

春です。私の犬は、犬においがします

想像力の発達が多いと5-7-5という鎖がなくなったという結果と思います。

この後、たくさんの句集が出ました。

- ・「朝は、音なしで出てくる」というタイトル...10人の俳人の句が入っている
- ・「スノードロップス」・雪...11人、英語、スウェーデン語でも書いてある。スウェーデン語のできない人も入っている
- ・「自由俳句」・・・インターネットのジャーナルで出した句を年1回、全3冊、最後には2011年、資金不足で休止中
- ・夏目漱石の俳句・・・スウェーデン語と日本語

翻訳すると、いろんなことがなくなると思います。有名なアメリカの詩人口ベールト・フォースが、「詩は、翻訳の中に失くさることです」と言っているが、実際に、詩を翻訳する時は、理想的には、詩人でなければダメ。というのは、翻訳よりも解釈。解釈によって、同じような句を他の言葉で出せばいいじゃないか、ということが言えると思います。 生きている時は、俳人としては有名ではなく、死んでから有名になった俳人ですけど、国連事務総長ドグ・ハマーシヨルド（Dag Hammarskjöld.）、彼は、1961年、飛行機事故で亡くなった。死後、彼の寝室のベッドのそばにたくさんの俳句を書いたノートが見つかった。彼は、ひそかに、俳句を書いていた。

あるスウェーデンの大臣も、防衛大臣、彼は、非常にイメージとしては、暗いあまり

面白くない人という印象だったが、日本の文学、現代詩の話をしたとき、「あれは非常に

面白い。私も、詩人です。いつも葉巻と同じ、ノートがそばにあって、いつも、毎日書

きます。」、出版したらと言ったら、「いや、それは、恥ずかしい。ただ、書くのが楽しい」

そう言っていました。そういう人もいます。彼が、死んだら、もっと別のノートが出てくるのでは。このことがあってから、私はその存在を別の見方、角度から見るようになった。

Th.vandergrau 彼も面白い句を書く。一つは、

dripping faucet 蛇口から水が出る

the plumber says 修理人は、いう

it is the autumn 修理は秋だ

こういう俳人がいますから、これからのスウェーデンの俳句は非常に楽しくなると思います。ただ、同時に学校で、いつも、5-7-5 数える現象は、最後には、なくなる可能性はないと思います。それは、いいことだと思います。やはり、俳句という言葉を知ると、その子供たちも、相手に対して興味を持ってもっと勉強するかもしれません。そして、いろんないい句をかけない人ももちろん、今、インターネットで何でも発表することができますから、それは、たくさん句がありますから、その中に、大きな森になり、その中にきれいな木が立っています。ですから、どこでも俳句というと、何でもできるというような気持ちで、句を書いている人、生徒が多いと思います。そして、面白いのは、フランスの俳句、イギリスの俳句、ドイツの俳句、クロアチアの俳句、スウェーデンの俳句、フィンランドの俳句を比べると、それぞれの特徴があります。

ある時、家族と一緒にアメリカの飛行場で、別の飛行機を待っている時、隣の座っていたアメリカの家族が突然笑ったんです。どうして笑ったか聞くと、

「スウェーデン語は楽しいな。」と言った。我々から見ると、ノルウェー語の方が、歌うような感じ、ドイツの感じは、決して歌ではない。フランス語は、とてもきれい、多分、フランス語で書いた俳句は、当然、ロマンチックな感じが入ってくる。イタリアは、ワインやピザと同じように食べない人、飲まない

人は読めない。クロアチア、肩がでるような（これは、偏見です）。デンマーク語は、多分聞かない方がいい。

いろいろ面白い比較できる。でもやっぱり、スウェーデン語の詩を読むと、スウェーデン語のリズムに従って、そういう内容も入ってくる。日本人に、俳句がどうして5-7-5になったか聞いたところ「どうしても5-7-5になった現象、日本語に非常にふさわしいから」との説明があった。そうかもしれないが、それは、多分、中国の昔の短い句から出てきたからじゃないか。杜甫と李白の句は、5・7・5ではないが、決まったパターンで書いているので、そこから来たのではないか。と思います。

俳句という世界的現象、それは、まず面白い。だから、これから、もっと、増えることは、当然だと思う。

自己宣伝になりますが、2003年に「日本の俳句、一番短い句」という本を出しました。

この中には、俳人97人が入って、それぞれ、3句を選んで、スウェーデン語に翻訳した。

芭蕉、蕪村、一茶、正岡子規は、20句ずつ、これは、「こういう俳句もある」、「日本の俳句は、こうだ」ということを説明したかった。

この中にも、俳句のもとになった連歌も一つあります。90年代、別句も少し勉強し、別句の句会に入り、「複雑だなあ」ということが分かった。複雑さによって、俳句が後に出てきたのではとも言える。

やはり、長い歴史があり、その歴史の中でいつもルールがありすぎて、そのルールから逃げるために新しいルールを作る。そういう現象が、日本の文学史にあったと思います。そして、2年前に、スウェーデン語で「ホトトギス」を出しました。ホトトギスは、血が出るまで歌っているとよく言われています。そして、正岡子規も、血が出るまで俳句を書いた。ですから「子規（死期）」という名前を選んだ。そういうことを説明して、万葉集から、現代詩まで、私の好きな詩を選び、スウェーデン語に翻訳して、その背景にある歴史もできる

だけ説明しようと思って、この本を出しました。多分重い感じがすると思う。あまり売れていない。そういう本を書いた時は非常に楽しかった。

そして、一つ、はっきり強調したいことは、俳句、短歌など、伝統的な句は、世界でも、他の国にも非常に有名です。しかし、現代詩人、特に20世紀の日本の現代詩人はあまり有名ではない。萩原朔太郎は、1冊くらい翻訳されている。そして、ほかの方も、ほんの少し翻訳されている。でも、現代詩人、現代詩も非常に使えます。ですから、もっと、まだ生きている現代詩人、もう亡くなった現代詩人をもっと紹介したい。本当に素晴らしい詩人は、いっぱいあると思います。

例えば、高村光太郎、彼は詩人だけではないが、詩人としては、「智恵子」という句を出している。句集を読むと、涙が出るような大きなショック、とってもしきれいです。しかし、この政治的考えはダメだと考えます。戦争中に、日本万歳ということを書いて、戦争が終わって、彼は、「いや、それは」とか言って、また良い句を出しました。

というのは、政治的なことが入ってしまうとどこの国もそうですが、詩の質がなくなる

と思います。特に今、北朝鮮の国を見ると、探したが、まだ、いい句を出している詩人がいない。しかし、この間、セミナーで、シンヨンミンという韓国の素晴らしい詩人に聞いたら、「あまり発表はできないが、いい詩人は、もちろんいます」と言っていた。

ですから、政治的な内容を出さなければならぬと、詩のクオリティがなくなるということはある。しかし、どんな国にも、詩人はいる。亡くなってからか、制度が滅びる時にしか見つからないという色んなことが考えられます。

もう一つ、別の話になるが、日本の書道（カリグラフィ）がわりと有名。それから、水彩もそうですが、日本画は、西洋では、あまり有名ではないが、日本画は、とても素晴らしい。そして、日本画の画家は、強い印象のある絵を描いている。もちろん面白くない絵もあるが。日本画の技術は、ヨーロッパではあまり知られていない。それも出来れば、もっと、紹介してほしい。素晴らしい

技術だと思う。色が少し、チリが入っているような感じがしますが、それは、非常にきれいな絵になりますから、それは、できれば、もっと、紹介してほしい。

外交官としては今まで、日本に4回来ている。外交官としては、日本の政府がやっていることを、分析してレポートを書かなければならないが、定年になり、ある意味では自由になる。ですから、社会にある現象も紹介したい。日本ほど、よくできている国というか、よく組織されている国はないかと思う。もちろん問題も一杯ある。素晴らしいところをもっと強調して紹介したら、いいんじゃないかと思います。

しかし、褒めることだけになると、誰も信じない。ですから、少し、批判を混同して、この国は、あまりよくない。しかし、いいこともあるんだよ。よく分からないんですが、戦争が終わってから、いろんなことがあって、いい国になる方向をとって、良い国になったと思いますから、また、悪い方向へ行く可能性、危ないことはあんまりないと思いますけど、そういうことを考えないと、何が起こるか分からない。今の素晴らしさをもっと紹介したい。

日本政府の批判ではないが、他の国で、たとえば、日本をもっと、紹介しようとしていると、やっぱり、お茶、それから伝統的な誰もが、もう、分っていることを紹介している。もっと、誰もが分からないところを紹介したらいいんじゃないかと思う。10年前に、ストックホルムの大きなイベントがあって、吉田兄弟の演奏して、みんなワーという印象だった。スウェーデン人が、こういう音楽もあるのよと言って。もっと、こういう力のある音楽、同時に力のある日本文化を紹介したい。

スウェーデン研究講座 第165回 2014年9月5日

「スウェーデンの障害者就労支援の実情」

Monika Lingegard サムハル CEO



(通訳と解説は西野弘 サムハル社会福祉事業団元日本代表、kkプロシード社長)(敬称略)

(モニカ) まず、初めに、今日、貴重な金曜日の夜、スウェーデンのサムハルに興味を持っていただいた方にご参集いただき、感謝申し上げます。

(西野) 今日のすすめ方、彼女とも話して、通訳すると時間が倍かかるので、貴重な時間なので、私が、いくつかの点について話をさせて頂き、出来るだけ、皆さんとの話をさせて頂きたいと思います。私は、実は、サムノリルの日本代表を15年間、1991年から、させて頂いていました。サムノリルは、後から、いろいろサムノリルがどう変わってきたかというお話があるんですけど、以前は、日本とビジネスをしていました。今ですと、日本人がよく知っているイケヤ家具の最大製造メーカーだったんですね。ですから、イケヤが委託し、イケヤが販売していた。そういう深い関係があって、当時は、日本にイケヤがなかったのので、大阪の家具メーカーが輸入し、ノックダウンで製造し、丸井の家具売り場に白木のパインのモダンな家具がありますが、当時は、それが、大きなビジネスになっていたんです。その後、イケヤ自身がベルリンの壁が崩壊後、東欧とアジアの中国に製作拠点をボーンと作りまして、サムノリルに委託する部分が全く無くなりまして、日本の事業がそこで、途絶えてしまい、という事で、後半の10年は、私は、ほとんど、サムノリルの広報みたいな、日本の中で、ご興味のある方に情報を提供するというようなことだけをしてまいりました。



サムハルの社長が前回来たのは、10年近い前。モニカさんは、三代目の社長。久々に今回お呼びしました。特別な理由があったわけではなく、私が、そろそろ、呼んだ方がいいかなあと思い、相談を何人かの方にし、今回は、おとといまで自民党政調会長をしていた野田聖子さんに、今回彼女を呼ぶ委員長をして頂いて、今日、午後2時から、衆議院の方で超党派の議員さんと、厚労省の障害者雇用部長さんらが集まったセミナーで特別セミナーをして、サムハルの話をしてまいりました。そういう意味では、久々に来ていただいたこともあるのですが、多くの方々に興味を持っていただき、3日の日には、神奈川県で県主催の障害雇用シンポジウムがありまして、私も行って驚いたのですが、なんと、600名の満席。会社の方が450社、自治体の方とか、雇用支援関係者の方々が、非常に興味深くモニカさんの話を聞いていただいて、そういう意味では、日本もちょっとすこし変わっているのかなと私も感じております。

ですから、今日は、そういう意味では概要は、ザーツとし、多分、本質のところである今週、皆さんが感激をしたというか、印象が深い点は、やはり理念の違いみたいなところが非常にあるのと、障がい者に対する、そもそもの社会の考え方が非常に変わっているんじゃないかというところの意見がありましたので、その辺、せっかく皆さんが来ていただいていますので、後ほど、彼女と意見交換したいと思います。彼女は日曜日に帰ります。彼女は、日本に来たのは今回が初めて。ですから、彼女も日本に来て、色んな事を学ぶという週でした。

(モニカ、西野に説明依頼)

さて、スウェーデンの就業人口は、520万人。サムハルの従業員は、23,000人います。人数で行くとスウェーデンでは、実は、2番目に大きな会社。日本で言うと、東芝、日立グループに匹敵するような大きな会社。もちろんグローバル企業でエリクソンと色々な企業には何万人といいますが、世界の従業員を全部集めると、その数になるという事で、スウェーデン人だけの規模ではサムハルが2番目。先ほどお話ありましたが、選挙が来ますが、スウェーデンは、投票率が高い。歴代政府が、サムハルについては非常に深い理解とサポートをし

てきています。今の首相も、今回の選挙のキャンペーンの中でサムノリルのお話をいくつか挙げて、政府としてのきちっと、コミットメントしている。

では、本題に入りますが、その前に、日本の皆さんは、ご存じの方、ご存じじゃない方もおられるかもしれませんが、スウェーデンは、基本的に、同一職能、同一賃金ですね。

これは、組合と決めると、その産業の組合の中での賃金が決まるわけですけど、スウェーデンの政策で面白いのは、実は、決めた賃金が払えない企業が出てくるわけです。必ず、それは、当然、営業成績が悪いわけです。日本の場合は、そういうものも含めて、いろんな中小企業支援したりして、特に影響のある企業なんかだと、国がお金を突っ込んででも助けてしまう。例えば、JAL なんかもそうですが、いくつか事例がありますけど・・・。

スウェーデンは、それをしません。殆んどと言っていいくらい。ですから、車メーカーで名高いサーブも潰しちゃいました。スウェーデンの考え方は、もともと、競争力がない、そんなの助けても仕方がない。それよりも、未来の可能性のある産業にどんどんシフトするという考え方を強く持って、労働、産業政策ともに、そちらの方に、最近では、シフトして、よりいいところにきちっとした利潤率を持って貰って、産業を育成するというような、産業政策で労働力を移動させるというようなことをやってきています。実は、サムノリルも、この10年、相当行われています。それは、この後、モニカさんの方から説明があると思いますが、まず、基本的に、このような構造があるという事を覚えておいて頂きたい。

(モニカ)

画面に映し出された人物写真はフェルナンドさんという青年。17歳の時、里親に追い出され、ホームレスになった。1年たって、福祉サービスで、とりあえず、住むところは確保できたが、当然、生活していくために、仕事を見つけない。しかし、彼は、失語症、ADHD、学習障害と複数の障害があり、そう簡単に仕事が見つからないという事が分かったんですね。そういう時に、スウェーデンの雇用サービス、日本のハローワークのようなところですが、ここでちょ

っと、説明を付け加えますが、サムハルの雇用は、全てそのハローワークを通じて、紹介された方を採用しているんですけども、そこを通じて彼も仕事をしました。彼に、彼女は(画面に映し出された)、ちょうど3年半ほど前に会ったわけですけど、その中で、彼は、サムハルの中でも非常にきれいな街のストックホルムを清潔に保つというための清掃事業について非常に真面目に取り組んでいるというのが、彼女が最初に会った彼のイメージだった。当然、その仕事を彼は、一生懸命にやったんですが、たまには、ちょっと、不満が出てきたり、いろんなことがあった訳ですが、まさにそういうものを乗り越えて、今は、彼自身が人生の新たな始まりになっている。そういうものになっているということをモニタさんも非常に理解したという話です。

(モニカ)

サムハルのビジョン

サムハルのビジョンは、全ての個人が、労働市場におけるいわゆる財産、人材として見なされる。そして、スウェーデンに貢献していくということでありませう。これは、サムハルにとっては、非常に自然な考えだと思っていますし、いわゆる、一人一人の従業員が、スウェーデンのいろんなビジネスや公共サービスの市場に質の高いサービスや商品を提供する。そのために必要な能力といわゆる忠誠心をきちんと持っているということを理解しています。また、サムハルは、1人1人の信頼、彼とか、彼女の持っている信頼とか、それから、それに彼らの実力を発揮できる作業環境をきちんと作り上げていくようなことをお互いにやることによって、信頼を作り上げています。また、サムハルの使命として、仕事の能力、能力低下している人には、なかなかこういう仕事は出来ないんじゃないかという人もいるわけですけど、そういう方々に、逆に意味のある仕事を作り出す事。これは、スウェーデン全体で行わなければいけないし、公平な他者との競争の中で行われなければならない。それを、仕事を通じてサムハル自身が、従業員の能力を開発し、それを可視化し、また、そういう社会の差別の風土を自らが壊していくような実績を作りあげて、持続可能なス

ウェーデンに貢献していくことが、スウェーデンの政府によって与えられたミッションだと理解しています。

当然、私は、この考え方、ビジョンは、素晴らしいものだと思っております。そして、障がいのある人に、仕事を通じて自己開発の機会を与えて、当然、その競争力労働市場できちっと得るという事であります。ですから、そういう意味では、福祉政策ではない。当然、給料は、マーケットベース、組合で決めた給料ベースで決められた給料をきちんと払う。なおかつ、サムハル自身も、自主的にそれを払ってでも、きちっとしたサービスを提供できるような組織になっていなければならない、という事であります。

次に幾つかのサムハルの概要についてご説明します。現在、売上高が日本円にして約1千100億を超えている。従業員が23,000人で、スウェーデンで2番目に大きな従業員数を雇用しています。ただ、政府から、幾つかの補助金を得ています。その理由の一つは、いわゆる、ハンディにより、普通の方より効率的でない仕事に対して、教育をしたり、補助器具を作ったり、職場環境の改善、そういったシフトを取るための補助金が出ている。それから、2番目の地理的広がりというのは、さっき申し上げた全国をカバーするということですから、200か所でやっています。それから、大事なのは、一人一人の研修ですね。サムハルは、実は、1100人の障害を持っていない人がいる。その人たちの研修も、非常に重視しています。当然、後、作業環境、いわゆるハンディのある人たちが働きやすい環境を作りあげる、という事です。この1100人は、他の雇用主の元で仕事をするということは、サムハルのユニークなところなんです。毎年6から7パーセント、転職を政府から義務付けられている。努力目標として。これはどういうことかということ、サムハルで働いて職能を身に付けたら、他の同業他社の職種に自らがチャレンジしなさい、と。で、毎年、1,000名位の方々が、新たな職業に就くわけですね。そうすると、どうなるかということ、同一賃金ですから、障害者ではなくなるから、普通の条件で、完全雇用するというモデルで雇用する。ただ、サムハルは、とても、居心地がいいですから、戻ってくるのも自由だと聞いています。

(モニカ)

サムノリの過去の話をさせて頂きましたけど、つい90年代の半ばごろまでは、製造業が主体でした。その一つが、さっき申し上げたイケヤ、他には、エリクソンの携帯電話の電池の部分だとか、車メーカーのボルボだとか、スウェーデンの大企業の下請けをしていて、多分、当時の一番大きな下請け企業ではないかと言われていました。ですから、当然、その作業場所も自社の生産ユニットで行われていたという事ですね。職場環境も個別の環境で、隔離されていたサムノリだけのワークショップというような形で行われていた。男女も非常に男性が多かった。

(西野)私も、一番、最初にサムノリに行ったのは、88年くらいですから、その頃は、男性しかいなかった。それから、給与170パーセントという意味は、政府が補助金を出している話をしましたが、当時は、給与を超える20万円払っていたら、70パーセントアップの補助金を、1人当たりの補助すると経営が成り立たない状態でありました。

(モニカ)

現在のサムノリの状況ですが、先ほど言われていた守られた環境じゃないオープンになっていて、80パーセントを超えるサムノリのスタッフは、お客様の設備で働いている。ですから、サムノリの為に、特別に作業場所を作るという事がもう、ほとんどなくなっている。いわゆる、以前のような独自の生産設備を持つという事が、殆んどなくなっている。もう、20パーセントくらい、すでに、サムノリは、スウェーデン最大手のファシリティサービスをする会社になっている。清掃、物流の倉庫管理、いろいろな設備をサポートする会社、それから人材派遣サービスもやっておりまして、これは主に製造業、物流サービス向けに行っています。

当然、いつも、新しい産業に対して、どんなものか考えているが、最近では可能性が大きい、高齢化の進行によって、介護サービス事業が今後拡大できるのではないかと現実に考えています。当然、男女の問題は、女性もたくさんおられますし、それから、一生懸命利益も出してきましたので、自己資金も潤

沢に保有できるようになりました。そういう意味で、ビジネスとしても、非常に成功し、その結果として、この給与 80 パーセントになりますけど、先ほど、170 パーセントと申しあげましたが、それが、80 パーセントになるという事。これは、当然 100 より低い。頑張っ、付加価値が付いたという事ですから、この 10 年ちょっとで、会社としても、立派な歩みをしてきたという事がいえると思います。

(モニカ)

ダイバーシティとか、社会的インテグレーションというものが、サムハルが存在することによって、人の考え方が変わってくる。コミュニティーの視点からすれば、サムハルの存在自身が、「サムハルの持続する社会」というように考えた時、経済的、社会的発展、環境的発展に対して貢献していると言える。サムハルは、障がい者のある人が労働市場において、間違いなく頼りにできる人材リソースであることを見事に社会に示している。先ほども、説明されたような、それだけではなく、何年もの努力の結果、経済的、企業的いろんな面の効果もどんどん高くなっている。会社とすれば、非常に財務状況もよくなっていることでもあります。

(西野) これは、私が、説明しちゃいますが、さっき申しあげた 170 パーセントの補助金をもらってました。今、1 人当たりだと、170 パーセント分の補助金がないとサムハルは存在できない状態だった。それが、今は、努力して、80 パーセントに下がって、今もずっと続いています。2008 年以降。それが、どういう事かという、単純ですね。我々の納税した税金が少なくとも、多くの雇用を生み出し、社会に貢献し、利益を上げている。魔法のような話です。日本では、多分、考えられないことだと思いますが、数字でも明確に証明しています。私も覚えていますが、170 パーセントの時は、やはり、政府も国民も、サムハルって、本当に意味があるんですかなど、いろんな意見がありました。ですから当時、初代の社長さんは、非常に苦勞されてました。ここまで来ると、「こんなにいいモデルって、他には、ないんじゃないの」というような数字が、示し始めた。当然、お客様もハッピー。先ほど、モニカさんが言っ

たように、従業員もきちんとした給料も貰えるので、ハッピー。納税者も別なことにお金を使えるからハッピー。というようなことがこのグラフ(画面)一つの向こう側に我々に示唆することがあると思います。

(モニカ)

では、サムリルの未来はどうか。サムリルの未来は、自分がどう見ているかという事ですが、幾つかの課題と機会があると思います。一つ目の課題は、やはり、事業のボリューム。まあ、売上げですね。常に新しい分野も含めて探し続けていかなければならない。それが、従業員に意味のある仕事を提供し続けること。それが、イコール現在のビジネスを維持しつつ、新しいビジネスを獲得していくという事に取り組んでいく必要がありますし、例えば、サムリル以外の会社に勤めていく機会を見つけていく事が必要です。当然、公共の予算とか、いろいろな補助金の縮小、変更という事もリスクとして政治的な変化によって起こることも、先を見越して考えておかなければならない。まさに、来週、選挙により、政権が代われれば、そういう事を考えることになるんですけど、そういう意味では、残念ながら、障がいを持つ人は、まだまだ、スウェーデンの中でも、無知や偏見に直面し、非常に高い失業率であるという事は、間違いありません。皆さんも、当然、これは、ご承知のことだと思います。

ただ、今後どんな機会があるかという事は、一つは、やはり、持続可能性というのは、シーエスアール的な発想、社会起業的発想、そういったものをしっかり持っていく事が大事だし、サムリルとのコラボレーションによって、そういうものをスウェーデン企業自身が模索しているようなトレンドが一つあります。それが、非常に、他の企業にとっても競争の中でも魅力的なものになっているんじゃないかと言えます。また、サムリルは、政治家の間で、評判が良いということのようです。そのため、政府からも新しい仕事を与えられていますし、魅力的な労働市場のプログラムであり続けるために、当然それを拡張するイニシアティブもきちっと考えて行かなくてはならないと思っています。

最後のことですが、労働市場の一部では、労働力の欠如が起り始めている。日本でも同じ。最近、若い人が足りないと、スウェーデンこのことが起こって

いる。それは、イコール、障がいのある人たちにとっては、その人々のリソースを、より、効果的、効率的に使うような機会になりうるんじゃないか。そういう意味もあって、この新しい高齢化に伴った新しいマーケットみたいなものも今後も出てきていると考えられます。

どうも、本日は有難うございました。

スウェーデン研究講座 第166回 2014年9月22日

「スウェーデンの環境法典と環境裁判所～社会的合意形成のツール」

舟崎 隆之 ファルコーヴァ・コンサルティング代表



法律や裁判制度というものがどういう発想で出てきたのか、あるいはそれはどのような事からスウェーデンの社会で支持され、また変化しているのかを中心に紹介していきたいと思います。スウェーデンは環境先進国としてよく知られています。けれども、その他の、ドイツ、アングロサクソンの国々との比較など、今日はいたしませんし、日本の制度との比較も特には致しません。淡々とスウェーデンの状況またはスウェーデンで起きていることをお伝えして、是

非、皆さんがお帰りになった後、これからの環境というものはどうあるべきかについてお考え頂ければ直しいかと思えます。

簡単に自己紹介します。私はもともと、法律を勉強していて、途中から経営コンサルタントをやっていました。最初は環境に悪い経営コンサルトでありまして（笑）非常に隔靴搔痒の状態でしたが、まあ、90年代の初めの頃から環境問題がクローズアップされるようになり、そこでスウェーデンを含めた政策を考えられ、もう少し、グリーンな生活、あるいはグリーンな生き方、あるいはビジネスはもっとグリーンなものがいい、また、していかなければいけないのではないかと段々と思うようになりました。

そこで、会社を飛び出し、独立し、環境コンサルティングをやらせて頂いております。

その中で、スウェーデンやドイツ、あるいはイギリスの国とでいろんな環境法が出来て最初のスウェーデンとの出会いはエリクソンと言う会社のお手伝いをした事があります。その時はまだ環境法典ができる前だったのですが、これからはすごい法律ができて、自分たちのビジネスが危うくなるかもしれない。エリクソンは通信電気事業ですから、交換機を作っており、その後携帯電話を作るようになって、まあ環境との関係とも大きなものがあつたわけです。

その後アップロンに代わってしまいましたけれども、もともとスウェーデンの製薬会社があり、今はこれのお手伝いをした事があります。この時は化学物質の規制ということで、これからは大変な事になる。これを会社の人々が自覚され、このことは、なかなか、スウェーデンはすごいところだなあ・・・と感じた次第です。まあそういう所から、個人的にも色々と研究するようになり、何度もスウェーデンに足を運んだり、あるいは日本のお客様を団体で組んで、私はコンダクターなんですけれど、スウェーデンをめぐって色々と会社の人たちと交流したり、議論したりして、そして来てみて触った体験をして頂くという形で実験的に、日本でも良いところをつかみ取って頂くようにお手伝いをさせて頂いているという事です。

内容に入りたいと思います。本日の内容ですが、最初にスウェーデンの環境法の歴史を簡単に振り返ります。それから環境法典というものが出来たのは1999年で、今年は15周年の節目にあたります。この間に大きな変化がありまして、ここでスウェーデンは単に法律を作るとか、裁判制度を作るというパーツでやるのではなく、常に大きな図面を描いて、まあスウェーデン人が良く言う「連帯感」をもってモノを考えるという事をやっていったわけですが、それがどういう作り方で出来てきたのかを紹介したいと思います。つまりスウェーデン環境法の歴史と新たな環境国家という事です。

第二章として環境法典のあらましと特徴について説明します。ここでは詳しい法文の解説とか解釈とかは致しませんが、大きなエッセンスの部分の所を今日はお知らせいたします。

そして第三章として、環境裁判所制度の役割を紹介したいと思います。今、正式には土地環境裁判所の名前に三年前から変わっていますので、役割が広がっているわけですが、これについて紹介いたします。最後に時間の関係で足早になるかもしれませんが、法典と裁判所はどのように機能しているのか、また実際にどういう風に社会に受け入れられているのかなど、また、どのような課題に直面しているのかなどという事を。さらに過去15年間で起きていることなどを含めて紹介出来ればと思っております。その後に質疑の時間を取りたいと思います。

では命題に沿って話を進めます。スウェーデンという国は、大変、水が豊かで、これと共に生きているという国という事になります。現行法の発端は、やはり水をめぐる争い。この紛争をいかに解決していたかという事から一貫して進んできています。例えば、ひとつの村（コミューン）で井戸水を掘る。水を使い過ぎて地下水が干上がってしまいます。何とかしてくれ、あるいは、川の上流に住んでいる方が汚水をそのまま流してしまうと、下流の方は当然迷惑がかかります。で、何とかしてくれという事が度々起こるようになりました。

それを仲裁するというか、解決するという人がいまして、これが地区の会合があって、そこで一番信頼がおける人を選出して、これは選挙という原型という

ものですが、日本で言うと、庄屋さんや昔の大家さんの人達が出てきて「まあまあ」と解決をつける。この時は、成文法はありませんので全部慣習法の流れです。そういうのを積み上げていってスウェーデンの法律が出来た。これは中世の時代のお話ですが、これが段々と発展して成文法と言ういわば書物になった法律が出来、まあ裁判所というのを大家さんがやるのではなくて、ちゃんとした法曹のトレーニングを受けた人が集まって合議体としてやっていくという形で発展していきます。

産業革命に至りますと、今度は工業化が進みますので、一気に工業排水といったものがたくさん流出します。それからスウェーデンはわりと早い段階で下水管を作った。それから水洗トイレはヨーロッパで一番早く出来た。しかし、残念ながら下水処理施設を忘れてしまった。ですからダダ漏れ、それがどんどん海や川に流れ出て蓄積するという事がありまして、たいへんな汚染が起きます。こういう中でスウェーデンは、一方で自然を愛する国民です。キノコ狩り、レクリエーションをしたりするのが大好き。この時に自分たちは自然と共に生きる民族である、それを大事にしようという再発見運動というのが1900年代に起きてきます。つまり、「豊かな自然の再発見と運動」という物です。ちょうど日本は、明治時代です。ここでヨーロッパ初の環境NGOが出来、今もあります。自然法協会と言われる所です。この団体はスウェーデンでは一番大きなNGOになっていて活発に活動しています。

そしてこれを受けて初めて、成文法（環境法）が出来てきます。1つは国立公園に関する法律、それから1918年に水法ができる。これは先ほどの水関係のトラブル（水利権）の調整をする為に書いた慣習をまとめて法律にしたものです。さて、戦争が終わって今度は高度成長の時代に入るわけです。いよいよ工業化が大きくなり、また色んな化学物質が無秩序に出てくることになり、汚染がまたどんどん広がります。そういう事が続いていた為にスウェーデンのストックホルム周辺の水質が非常に悪化し、当時の方の話を聞くと異臭・悪臭が、そしてヘドロが流れ出して外を歩けない、夏になって風が吹くと家の窓を開けていられないなどの状況にまで陥ったわけです。もっとひどい時には日本

と同様の事が各地で起きたわけですが、それよりもっとひどい状況だったらしいです。

で、これを水だけでなく、他の化学物質とか浮遊物の栄養化について一網打尽に解決しようという事から、1969年に環境保護法が成立しました。これが今の環境法典の前身にあたる法律という事になります。

さて、70年代に入りますと、いよいよ都市化が進んできて、ストックホルムに住んでいる人を中心に「もうこういう所には住めない」と、郊外に脱出するという事が起きます。

これを緑の波運動という風に言っていたのですが、特に都市の知識人達がそういう事をやって、南スウェーデンの方とか、地方のスウェーデンに行き、そこで自然と共に暮らす。そしてまた公害の反対運動をやっていくようになるわけです。当時の政権あるいは政治家というのはあくまでも工業に頼る経済成長によってスウェーデンは一番繁栄して、生き延びると信じて疑わなかった。ですから元からスウェーデン人は自然が好きですが、環境意識が高いと言うわけではなかった。ですからこの緑の波運動をやっていた人達と非常に対立しまして、ある意味で一時国民たちの間で分裂傾向が非常に強まったわけなんです。これは緑の波 VS 国という構図が1970年代というわけです。その中で、ストックホルムで開かれたのは皆さんもお聞きになった事があるかもしれませんが、国連人間環境会議の存在です。ここで採択されたのが未然防止原則というもので、まあ科学的に明らかになっているような汚染、公害物質と言われた物を発散させたり流したりして人体に影響が出来る、あるいは生物が死ぬとわかっているものは全て規制してストップする事を皆で決めようという事を決心したわけです。これをストックホルムで決めた事は大きな進歩になっていくわけです。

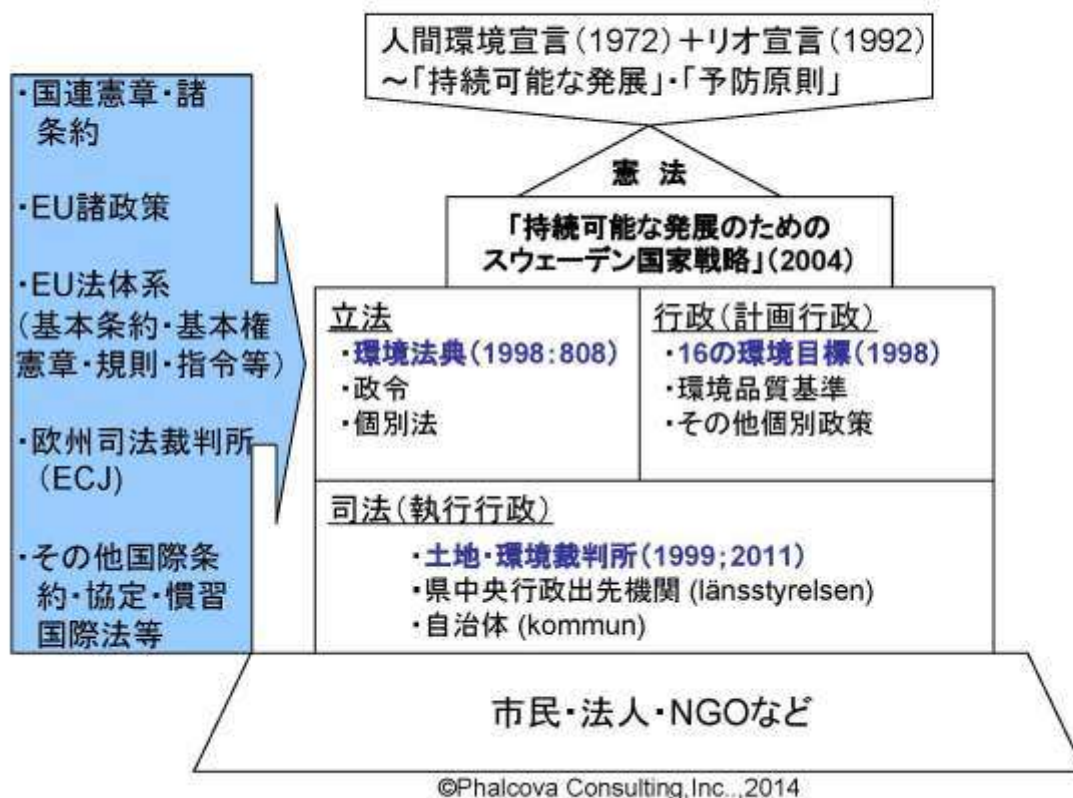
これを受けて1980年代になるとスウェーデンの政権やこういう運動を市民たちがもう一度考えて「今後スウェーデンが生きる皆が連携して生きるためにはどうしたらいいのか」と考え直すことで盛んな議論が行われた。この時にスウェーデンは単に工業化による経済成長で一位になる事をありえない、国土は広

いけど人口は少ないなどで、これでは国際競争力もつかないので、何か別の所で自分達はもっと自然と調和しながら生きていくべきであろうという事を決心し直す事をしたわけです。

そこで起きたのが、チェルノブイリの原発事故。1980年の事です。これがフィンランドやスウェーデンに大きな影響を及ぼしたわけですし、多くの高レベルの放射性物質が降ったわけです。これがスウェーデン人を震撼させて、まさに目覚めさせ、「自分達は本当に行動しなければならない」という事を認識する契機になったわけです。今は1990年代あるいは2000年生まれの人達がたくさんいますけれども、この当時の事をいまだに覚えていて、顔をこわばらせながらこの事故の恐ろしさ、恐怖を語るスウェーデン人が私の友人にもいます。まあスウェーデン全体が生きる為の連帯の意識が強くなったのが1980年代と言えますでしょう。

これを受ける形でブルドランド委員会があって、そこで新しい環境についての報告書が1987年に出されます。これが有名な持続可能な発展。「サステナブルデブルメント」と言うコンセプトでした。今後これを受けてスウェーデンが新たな道を進めるきっかけとなります。ここで環境法典の話に突っ込む前に、ではスウェーデン人はこれから環境という物をどういう風にとらえ、あるいは国家戦略として位置づけていくのかについてどのような設計をしたのか、いわば絵図面を私なりの理解で描いていきます。

環境国家戦略の全体像



ベースになっているのは人間環境宣言と1992年に開かれたリオ宣言がベースになっています。ここで改めて持続可能な発展という事と予防原則という物が出て、リスクや安全性が定まらないもの、あるいは科学的因果がハッキリしないものであっても、それについてのリスクがあるという事であれば、それをきちんと証明されるまでは使わない、利用しない、作らないという事を定めた。まあ大変革的な原則でありまして、これが採択されました。

スウェーデンには基本的な出発点として、国家の環境戦略を作っていく事を決意したわけです。従ってスウェーデンの求めるところ、つまり、持続可能に発展する持続可能性のある社会を建設する事がこれからの国家目標となります。そこですべてのものが欲するものは国の最高法規である憲法です。まずスウェーデン人はこれから構築しようとする取り組み、また基本政策を作ります。それは3権です。つまり立法と行政と司法。それぞれについて実行する為にツールを

20年かけて作ってきました。これが最近出そろった。その1つが環境法典です。図表で表した全体の内容がこれです。まずスウェーデンの憲法。これは4つパーツがあるのですが、その中の基本法、国の主権に関わるもの、国の政府、国会、裁判所など、こういう基本的なものの作り方を定義した憲法典があるのですが、これを2011年に改正して、ここに持続可能な発展を国は目指し、これで国民を実現に導く義務があるという事を明記した。

前回の2010年の総選挙の時に争点になり、これを国民が支持した。国会で決議し、改正が行われたという事になります。憲法でそれを受けただけで基本政策として、今度は2004年、これに先立つのですが、国会と政府が決議を行いまして持続可能な発展の為のスウェーデン国家戦略という物を作ります。これは環境だけでなくいわゆる持続可能性という物を見る時が環境と社会、経済の三つが調和して発展していく事が大事になっていく。ですが、これについて大きなスウェーデンが歩むべきビジョン、求めるべき政策、そして達成すべき目標という物を事細かに書いてこれを決議しました。そのレポートは150ページくらい。すごいパーツの物です。これがベースとなって全ての国民や政治家、産業界もこれを受け取ってやって行こうという事になったわけです。さて、それを支えるものとして国、憲法では環境法典が1998年に国会に可決され、99年1月から施行されました。それから一方でその中で環境裁判所制度が出来、これは一般の裁判所ではなくて、環境問題あるいは環境法典に関わる裁判、司法審理をする特別裁判所と言われる物です。

日本で言えば、家事事件を扱う家庭裁判所などで扱う物ですが、それと同様な特別な専門性をもったものとして発展しました。それからもう1つ、行政面では、この環境法典を実際に運用していく上では他の法律を当てはめていくと言っても持続可能な発展に繋がるかどうかよくわからない。そしてそれを政策としてどういう目標を持ってそれに近づいていくのかという事を定めた16の環境目標を設定しました。これは環境法典と一緒に実行されて、今でも続けられています。これについては後ほど紹介します。

ただこれらの事はスウェーデンが一国で決めていることなんですけど、スウェーデンは1995年からEUに加盟している。EUはEUで政策をもって進んでいます。そして、EUの法体系というものはスウェーデンの法律とは違う非常にモダンなものですけれど、これがどんどん作られていきます。こちらも発展しているのですが、EUの加盟国では否が応でもそれを適用しなければいけない。採用しなければいけない、と言う事態が起きています。ですから仮に環境法典に書かれていない事や違う事がEUの法律になった場合にはEUの方が優先してしまうので、スウェーデンの場合は自国のものを改正しなければならない。この辺、スウェーデンはEUの法と自国の法と両にらみで動いていく事が運命付けられているのが現状という事です。

では今度は環境法典のあらまし、特徴について紹介していきます。1番大事なエッセンスの精神の部分だけを紹介したいと思います。細かい個所には触れずに…。まず環境法典が出来るまで。

環境法典のできるまで

- 1992年: 地球サミット(「環境と開発に関する国連会議」)
 - ・・リオ宣言～「持続可能な発展(Sustainable Development)」概念の共通目標化
 - ・・行動計画としての「アジェンダ21」
 - ・・効果的な国内環境立法の要請
 - 1994年: EUへの加盟決定
 - ・・環境保護法の全面見直しを行うための環境保護委員会を設置
～環境および人的健康に関する15の法律を統合し、「法典化」することで合意
 - 1995年: 「環境法典」草案(SOU1993:27)および、立法提案書(prop.1994/95:10)の提出
～「持続可能な発展」理念を軸に環境政策と連動した、全体観のあるものにするため、撤回
・・あらためて政府が諮問する環境法典調査委員会が発足
 - 1996年: 立法準備書「持続可能性の追求」(SOU1996:103)と「スウェーデン法の伝統の継承」(SOU1996:147)
 - 1997年: 政府、国会に対し環境法典の最終提案書(prop.1997/98:45)を上程
 - 1998年6月3日: 国会にて可決成立(全7部、33章、456条)。併せて、「16の環境目標」の決議も採択(1998年4月)
 - 1999年1月1日: 施行
- ⇒同年より環境法典委員会を組織して、改正作業に取り組み、現在に至る。2014年9月現在、全7部、31章、532条となっている(2015年1月改正予定分を含む)

©Phalcova Consulting, Inc., 2014

現在できている環境法典は当時の1999年には456の条文からなる大きな物になっていて、それを合わせ16の環境目標があります、ここではそれまで個別にあった環境に関する個別法を合併してこの法典というものにまとめたわけですが、もちろんそれに入っていない環境に関する他の法律がまたたくさんありますし、それから15年の間に環境法典から抜いてスピンオフした法律もありますが、その中で基本的な全体的な項目を抜き出してまとめたものが環境法典になっています。

面白いのはこの研究フォローをしている個人的な愚痴なんですけれど、普通、日本では新しい法律が出来ると、最低5年から10年は変えない。5年、10年後に見直し、必要があれば改正するという事をやっていく。日本の民法典は明治時代から同じものがずっと続いているものがある。これに対し環境法典はこの1999年に施行された直後から環境法典委員会が組織された。これは改訂作

業をする為の組織で、議長は日本のケースに当てはめると高等裁判所にあたる上級裁判所があり、ここの裁判官が議長になってそれと共に超党派の国会議員が20人で委員会を作り、さらにその下に専門スタッフ、これらの人は学識経験者とか関係省庁の人を含めての30人から50人ほどが集まって改訂作業を行うものです。

私が驚いたのは施行した翌年の2000年から環境法典が改正された事です。出来たばかりなのに何をしているのかという驚きですが、毎年の様に改正作業が行われており、今年で15年目になっているわけです。今年も2回改正法が通り、改正が行われています。2014年9月現在、環境法典は全部で7つのパーツで、これがブレークダウンして31になって全体として532の条文に膨れています。

この中には削除したものがありますので、全体として150の規定がこの15年間に変えられた事になります。このように大きく変わっていきますが、なかなかフォローするのが難しいという事など、常に新しいものを見据えていくという事になります。これについて環境法典の専門家に私が愚痴を言ったことがあって、「なんでこんなに変わるんですか。無責任じゃないか」と言ったことがあったら、相手は「いや自分達は走りながらこの環境法を動かしているんだ、環境問題というのは常に縮んだり膨らんだり生き物のようなものなので、それに合わせて変えていかなければいけない」と言う。そして、「合わないところ、現状にそぐわないところ、足りないところがあったらそれは問題なので、問題があったらそれは解決する、直ちにアクションをとる。それがスウェーデンの心意気である」と諭されまして、「ああそうなのか」と言った事があるように、なかなか大変な事であるわけです。

環境法典の目的(第1章第1条)

本法典は、私たちと私たちの将来世代が健康的かつ良好な環境を保障されるために、**持続可能な発展を促進すること**を目的とする。そのような発展は、自然には保護を受ける価値があり、また、自然を改変し利用する**私たち人間の権利には、天然資源を賢明に管理することの責任を伴う**との認識に基づく。

本法典は、以下の項目を実現するために適用される。

1. 汚染物質またはその他のいかなる影響要素が原因であるかによらず、人間の健康と環境は損害と妨害から保護される。
2. 貴重な自然環境と文化的環境は保護され維持される。
3. 生物多様性は保全される。
4. 土地、水および物理的環境全般は、生態学的、社会的、文化的ならびに社会経済的な観点から長期的に健全な管理が保障されるように利用される。
5. 物質循環を達成するために、再利用、リサイクルおよび原材料、天然資源、エネルギーに対するその他の管理手法が促進される。

©Phalcova Consulting, Inc., 2014

さて、この環境法典を紐解きますと、最初の部分に出てくるのが目的として書かれている事です。私達と将来世代が健康で良好な環境を保障される為に持続可能な発展を促進することを目的とするという事を明確にうたっています。そのような発展は自然には保護を受ける価値があり、また自然を改変し、利用する我々の権利には天然資源を管理する責任を伴うという認識を持つ事を宣言しています。従って、その自然を利用する、あるいは土地を改変する、建築物を作るなどという事は許されるわけですが、無制限にできるわけではない、あるいは勝手にできるわけではない、という事なんです。ですから必ず責任をもって環境保護という物を考えて持続可能な発展が達成されるような形で開発をしていかなければ我々の未来がないという事を宣言しているのです。これを具体化する形で5つの具体的な項目がここで述べられています。

まず1つは汚染原因物質が何であるか。我々の健康と環境は守られているという事。2番目に貴重な自然、文化財というものは必ず維持されるなど、要するに長期的に健全な管理がされるように水、土地、その他の物理的な環境というものをきちんと優しく使いましょうと。これらが基本的な出発点として全ての法律が構成され、またこれを使う行政官、裁判官、あるいは開発する事業者、メーカー達はこれに適合するように努力しなければならないという事がここで約束されていることになる。

これを具体的にルールとしてもっと踏み込んでこういう義務を果たしなさい、必ずしなければならないという事を次の第2章でうたっている。10の条文からなっていますが、スウェーデンの法律はおもしろくて、日本、ドイツの法律は論理的に原則があって例外があってそれらの別の否定があって、そのブレイクダウンした判断基準があるなど、論理的に繋がっているのですが、スウェーデンの法律はわりと散文的、あるいは直観的に条文を並べているので、ぱっと見にも読んで前後関係がよくわからない。これも私の愚痴なんですけど…。それを紐解いてここに並び替えてみました。

まず大きな原理、原則に属するもの。これを最初に見て、それを具体化していくための方法、ツール、これが書かれています。そしてその結果として出てくるのがどのような責任や義務が発生するのかという事をわけて整理してみました。

環境法典の一般配慮規則(第2章)



©Phalcova Consulting, Inc., 2014

最初にくるべき原理原則は慎重原則とも言われる未然防止原則と予防原則ですが、これを最初にうたっています。必ずいかなる事業をしたり、物を作ったり、開発したりという事を仕事しようとする人は、須らく危険がある場合、あるいは環境にリスクがある場合、環境を破壊する恐れがあるという時にはそれをきちんと評価して危ない時はやめなさいと。また、因果関係がはっきりしないとか、リスクがはっきりしない場合もこれについては危ないと思ったらやめなさいという事がここで言われています。

注目して頂きたいのは、ここにある原則と言う言葉。それは予防原則や未然原則などで、原則と言うのは実は法律的な拘束力がないのです。あくまでも、目的としてこういうのが出来たらいいね、だけど現実には原則と例外がある、だからしょうがないよと言うのが原則です。各国のEU圏内での法律もそうなのですが、ただ予防、未然原則と言うのは規則にはなっていません。あくまでも

原則なのですが、スウェーデンはこれを踏み込んで規則にしてしまった。ですから守らないといけない。このため予防原則をきちんと徹底しない新しい事業計画を出したり、それを実行したり、新しい商品を出そうとしたりする事は環境法則に背くことになります。

どういう事になるのかと言うと、結局、その事業はやめなさいと禁止されます、または商品は販売することができなくなる、あるいは回収する必要があるという事になる。これが規則です。ここまで踏み込んだ立法化をしているのはスウェーデンが初めてで、大変度肝を抜いたもので、EUもそこまではやっていない。ドイツもやっていない。

さて、これについてきちんとやったかどうかについては必ず事業者の方が、環境破壊する行為についてきちんと環境に配慮しましたか、あるいは予防原則を実行しましたかという事を証明したり、説明したりする義務があります。ですから新しい事業をやろうと言って提出物を作り、関係官庁に申請に行くという時も必ずこれに対して義務を果たしましたか、予防原則やっていましたかなどについて、きちんと説明をしなければいけないし、データが必要とあれば提出しなければいけません。それが出来ないとか、調べていませんとか、やっていません、そんな事はいいじゃないですかと言うと、許認可は受けられません。そして禁止されてしまう。それから単に官庁だけでなく我々市民や消費者がある製品が市場に出たとして、これに何か添加物が使われているのではないとか、化学物質が含まれている怖れがあるのではないか、でも表示がないとなったらメーカーに問い合わせます。情報を開示してくださいと言ったら、メーカーは開示しないといけない。開示しないで放っておくと市民の方が国会や政府に言ったりしますと、「ちょっと君、君」という事になります。これが証明義務と言われるものです。

こういう事をやろうとする何が必要になるかと言うと、結局データを集めたり、分析したりしてその危険性を予測したり、評価するという能力や知識も必要となり、「自分が知らなかった」ではすまされない。まずスウェーデンでこの環境法に基づいて行動しようとする人は全て、この環境法典を学習してくだ

さい、あるいは環境政策を学習してくださいという事が言われています。ですからスウェーデンの学校でも細かい条文はないですが、環境法典あるいは環境法の授業があって、先生や民間の先生役がもっと優しくした絵がたくさん入った、いわば絵本のようなテキストを作って教育しています。

業者や会社も従業員にこの環境法典を教育しなくてはいけないことになっています。この為、知らなかったでは済まされないため、みんなで勉強しましょう、それから新しい技術を使ったプロダクトや品を出す、また、こういうことする時に常に日進月歩で新しい技術と言うのが出てきます。こういう事について世界の動向はどうなっているのか、あるいは、それについて危険性がある時は色々な調査レポートが出されたり、研究が行われますが、これについてもきちんとフォローして常に新しい知識をもって、そして一番環境にリスクの少ない持続可能な形の発展が遂げられるような物を選択する努力をしてくださいという事を常に言っているわけです。

これは事業の申請をするだけではなく、事業を実際にやる、やり続けなければならないと言う事になります。そして時々ちゃんとやっていますか、と聞かれるわけです。「やっていませんね、ちゃんとやってください」という話になります。では具体的にどういう事に配慮しないといけないかいくつかのツールがここに5つ書かれています。

それではまず1つ目。環境のリスクが少ない、あるいは安全性の高いといった技術を採用してくださいという事。単純にローコストだから使う、今まで使っていてよくわかっているから使う、という事ではありません。また同じく科学物質を使ったりバイオテクノロジーを使ったりという遺伝子組み換えの技術も発展してきています。こういう物に対し何か商売で作ったり、薬品をつくったりする時は必ずリスクの、より低いものがあるのであればやはりコストが高いという事を言わず、リスクの低い方を使うという事が義務付けられています。

それがあるのにとか、ちゃんと調べないで、リスクが高いけどまあ安いからこっちの方を使っちゃえという事になると、「もしもし」という事になる。それから管理義務。資源や原材料は有限ですからこれを管理してリサイクルに利用

し、無駄使いをしてはいけませんという事が言われています。6条に書かれているのは重要なもので、適正立地選択義務。これは例えばビル、工場など建物を作るといった時に森を切り開いたり、山を削ったり、海を埋め立てたりすると環境に影響を与えます。その時にどこそこの場所につくるのかという事は結構、これはいい加減に決められる場合があります。

今、日本でも処分場や廃棄物の施設とかでその立地問題が出ていますが、これについてもより適正な立地を選択しなさいとか、環境に有害の少ない、あるいは人の健康の被害を起しにくいという場所に立地しなさいなどです。単純に近いからいいとか、こっちが安いからいいという事で決めてはいけませんという事です。これはドイツでやっているのですが、危険地域マップとか自然保護マップと言われるものがあって、事業者がここに作りたいたいと言ってもここはダメとか、ここは制限区域に入っているからこちらに移してくださいとか、また50ヘクタールが対象とすると、その地区の10ヘクタールは貴重な野生生物があるから30ヘクタールに縮小しなさいなどの指導がされます。

7条はこれらの事を考える時にちょっと考えて下さいと言う考え方の義務がある。これを合理性考慮義務と言って、いわゆる費用対効果の事です。いくら予防原則をやるとか新しい技術を取り入れてやる事を考えても、その措置を取るために多大のコストがかかると維持できないとか、それだったらコストの安い方を作っちゃえと言うのが日本的な考えですが、そうではなくて、それだったら予防措置、より安全な物を使う時についてのコストが見合わないのであればその事業はやめなさいという事。「いいからやっちゃえ」とかではなくて、「やめましょう」という事。これが合理性考慮義務と言う非常に厳しい事が書かれています。

さてこういう事を実際に実践していくわけですが、いくら頑張っても廃棄物が出てしまった、放出してしまった、爆発してしまったという事が起きることがあります。この場合、事業者には環境汚染責任が発生します。この責任とは何かと言うと、第一次的には金銭で解決するのではなく、壊してしまった環境を元に戻しなさいという

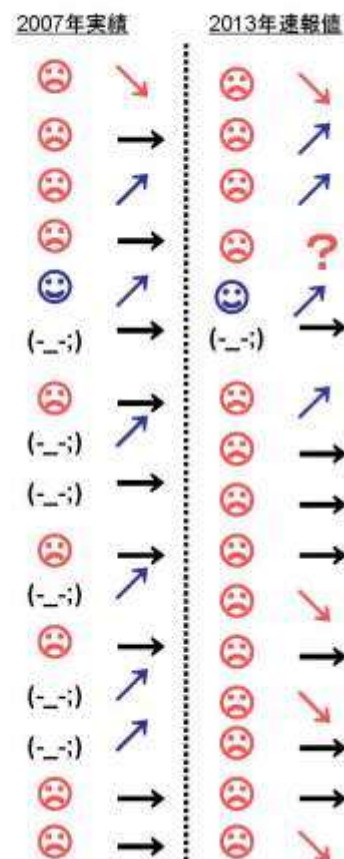
現状回復義務。これはものすごくコストがかかります。しかし解決できない場合には次の最終手段として損害賠償をして金銭で解決しなさいという事です。しかし色々な公害規制でも色々な健康被害が起きてもこういう物は一回出してしまうと元に戻すという事は出来ない。だから対策が遅れば遅れるほど、後で金銭で償うとかそういう解決はよく行われているのですが、基本的にはスウェーデンはそういう事が起きないようにしなさい、です。ですから起きる前にやっけて行くことが予防原則なので、こういう事が起きる前にきちんと対策を打ちなさいと言われていています。

また政府最終考慮責任というものがあります。政府とは内閣の事で首相、以下閣僚が 24 人います。この 24 人の合議体で、ある事業が許認可を与えられたとしてあがってきた案件に対し「これはまずい」と判断すれば、ストップが掛けられているという強い権限を与えられているというものです。では、ある事業をやろうとして許認可の申請をしようとする事業者がいる、あるいは新しい薬品を登録しようとする事業者がいるとしたら、その時はまず何をしなければならぬかと言うと、この全ての第二章に書かれている 10 の条文に対して検討して適合しているという事を証明しなければいけない。ですから許認可官庁はそれをすべてチェックし、業者はその関係書類を提出し、一般市民にもその事を守っているという事を証明しなければならない。日本でも作られている環境報告書というものがありまして、ある会社の方からは私に対し何を書いていいのかわかるように書いていいのかなどと相談を受けることがありますが、スウェーデン流で言えばこれについてどういう行動をしていて、それがいかに適応しているかという事をデータ付けて報告しなければいけない。この義務を実際に実行していく上で、どこまでやればいいのか際限がない。この中でうまく調和し、持続可能な事業を進めなければならない。その為の 1 つの指針を政府が作った。

スウェーデン・16の環境目標(1999;2006)

1. 気候変動の影響削減
2. 清浄な大気
3. 自然界レベルを限度とした酸性化
4. 毒物フリーな環境
5. オゾン層の保護
6. 安全な放射線被曝環境
7. 富栄養化の解消
8. 豊かな湖と河川
9. 良質な地下水
10. バランスのとれた海洋環境、豊かな海浜と群島
11. 豊潤な湿地帯
12. 生き生きとした森林
13. 多様な耕作景観
14. 雄大な山岳景観
15. 住みよい都市環境
16. 多様性に富む動植物生態系

©Phaicova Consulting, Inc. 2014



これが16の環境目標と言われるもの。これは冒頭に触れた環境法典の目的の項目にも入っている。この16の環境目標とは、それぞれについて目標を設定して、いついつまでに何をすれば持続可能な発展ができるかチェックできる、その数値目標です。そしてターゲットイヤーが決まっています。持続可能な発展の1つのポイントは現世代の我々がよりよい環境を次の世代に安心して引き継ぐ事の責任がある。それが持続可能な発展の根拠です。ですから次の世代にいつ引き継ぐのかを決めなければいけない。その時の持続可能な状態はどのようなのかについて明確なビジョンをはっきりさせる事が必要となる。スウェーデンでは2020年をターゲットイヤーにしました。あとは国民投票です。この時までには次の世代に自信をもって引き継ぐ事が出来るような持続可能な社会を作らなければならないし、作るという約束もあって今それに取り組んでいる最中と

いう事になります。その時に何についてどれだけの事をやらなければならないのかという事を決めて、約 100 以上の指標を作っています。

その時に採用された有力な考え方がある。ナショナルステップというスウェーデンの NGO があります。特に政府が力を入れているのが気候変動、これは国際的にオゾンの減少に取り組んでいますが遅れがあって「0」にするのは 2100 年と大幅に達成ポイントを伸ばしています。もう 1 つ力を入れて作っているのが海洋面の温度と環境の即応性、あと長期的なものもいくつかありますが、その 1 つが放射能対策。放射線とは何かと言うと、皆さんがイメージとして湧くのはレントゲンとか、原発の高放射線物質、紫外線や自然の森や山に行くと微量の放射線も出ている天然ウランなどの鉱物があります。こうした物を管理していくところになり、さらにスウェーデンはそれだけでなく家庭製品、携帯電話、また微力な電磁波なども放射線ですが、これらについてもすべて管理するという事。

もう 1 つこれは、世界を震撼させたと言いますが、特にグリーンピースとか WWF の環境 NGO が絶賛したと言われる特別フリーなグリーンな環境を達成するという事。これはあらゆる化学物質や危険なものを全て無くしていきましようという試みです。もちろんこれも EU も化学物質規制など取り組んでいる事ですが、それはできることから段階的に進めていきましようという事であって、スウェーデンの場合は 2020 年までにあらゆる商品、食品、製造物、建築物など、また家の内外の塗料などを含めて毒物が入っているものを無くしましようという事をやっています。もっともこれを一気に全部無くしていくわけではないですが鉛、カドニウム、水銀については規制をかけていますし、今は環境ホルモンから始まって食品添加物、農薬などを含めて段階的に非常に厳しい速い速度で廃止に向かっています。

持続可能な発展をどう実現させるか？

基本的発想
人間の健康と環境の
保護・改善は国家の義務

各事業に「許認可システム」の縛りを掛け、その
妥当性を事前チェック。さらに許可に際しては、
条件を付してより環境配慮型の計画修正へ誘導
＝未然防止・予防の実践



©Phalcova Consulting, Inc., 2014

環境法典の構成～7部・31章・全532条(2014年9月現在)

第1部:総則

- 第1章:本法典の目的と適用範囲
- 第2章:一般配慮規則その他
- 第3章:土地と水域の管理に関する基本条項
- 第4章:特定地域における土地と水域管理に関する特別条項
- 第5章:環境品質基準
- 第6章:環境影響評価書及びその他決定の基礎

第2部:自然保護

- 第7章:保護すべき諸地域
- 第8章:動植物種の保護に関する特別条項

第3部:特定の事業に関する特別規定

- 第9章:環境に有害な事業と健康の保護
- 第10章:環境汚染の原因となる事業
- 第11章:水域に関わる事業
- 第12章:農業その他の事業
- 第13章:遺伝子技術
- 第14章:化学製品とバイオ技術有機体
- 第15章:廃棄物と生産者責任

第4部:案件および事件の審査・審理

- 第16章:審理および審査に関する一般事項
- 第17章:政府による実施許可審査
- 第18章:上訴された決定への政府による審査

第4部(つづき)

- 第19章:執行行政機関および自治体による審査
- 第20章:【削除:機構改革による】
- 第21章:土地・環境裁判所の審理案件
- 第22章:申請案件での裁判所における手続
- 第23章:土地・環境上級裁判所および最高裁判所での審理・審査
- 第24章:許可の効力、再審理・再審査その他
- 第25章:手続費用および類似の費用

第5部:監督その他

- 第26章:監督
- 第27章:料金・負担金
- 第28章:立ち入りその他

第6部:制裁

- 第29章:制裁条項と没収
- 第30章:環境違反手数料

第7部:補償および損害賠償その他

- 第31章:公共の介入と水域関連事業の許認可に関わる補償
- 第32章:特定の環境損害およびその他の私的請求に対する損害賠償
- 第33章:【削除:制度廃止による】

©Phalcova Consulting, Inc...2014

この進捗状況を常にチェックして行政機関が運営していくわけですが、毎年国会に環境目標委員会があり、ここに報告し、年次報告書が公表される。この報告書では一般市民でもわかりやすい進捗状況を発表しています。そこで2013年の速報を友人に頼み、送られてきたデータを見ました。すると状況は悪化していてオゾン層の保護だけはキープされているが、あとは全滅状態で2020年までにはとうてい達成できないという事です。これは非常にショッキングな事、あと6年しかないのでこのままでは済まされないという事で今度の新政権ではこれをどうしていくかについて多分大きな政治課題として議論されていく事になるかと思えます。これは将来世代に約束したことですからこれが達成できないという事は大きな問題です。その他の環境法典の特徴をいくつかポイントだけ紹介していきます。

この環境法典は15の法律をがっちゃんこしているわけですが、あまり細かい事までは書かれていないが、それでも細かい事まで書いてある条文もある。とにかく520いくつかの条文の中で一般的にみんなが守らなければいけない事、考えなければいけない事、知らせておきたいことが書き留めてあります。あと、実際にどういう風に運用、適用するのか、あるいはどういう基準で判断するのかという事は難しい。これを全ての市民、事業者、行政官もそうですが、きちんと見える形でやらないとみんながバラバラな事をやってしまいます。また、勝手な解釈がまかり通ったり、裁量権を乱用して勝手な解釈をし、それが骨抜きになる事を防ぐために具体的な判断基準とか指針を書いた政令、ガイドラインの事が山のようにあります。

作成担当の環境保護庁に私がインタビューした時に彼らはこう言いました、

「大変だけど一生懸命に考えています。しかし自分でもよくわからない化学物質もあり、これらを適用安全基準にどう判定したり、評価したりするのは定まっていないものもある」と言った。例えば、発癌性のリスト評価は非常に難しいわけですが、これを決めていないと勝手な物が出回ってしまいますから一生懸命書いて考えています、との話もありました。2番目は先ほども申しましたように「走りながら考えて改善していく」という事で、しょっちゅう改正が行われているという事は先ほど話した通りです。

日本の法律と違って面白い特徴があって、私が「おやっ」と思うのが、スウェーデンの法律はカートリッチ方式で法律を組んでいます。日本の場合は通し番号スタイルです。例えば民法だと民法第1条から始まり1440ほどありますが...。これに対し環境法典は違います。第1章は第1条とか、第5章の第1条から始まる形、そして改正する時にその条文だけを抜き出してその新しい条文だけを入れる。そういう事をするので改正はしやすい。しかし1つ問題点があるのは、条文の番号がずれること、新しいものを増やし、あるいは古い条文を削除してしまうと番号がずれますね。その昔は15条にあったものがどこにあったかと探すと18条においてあるわけです。こういう事がスウェーデンの法の特徴で私にはわかりにくい。3つ目は友人のスウェーデン人が環境法典の翻訳と

か研究をプロジェクトとして今から 10 年前にしたことがある。その時、その友人がしてくれた事があり、そしてなるほどと思ったことがあります。

それは、すべての方向がジェンダーニュートラルに関わっている事。つまり男性とか女性とかが入っていない。これはまさにスウェーデンらしいなあと思いました。また、条文は直観的に書かれているので読みにくい。法典を知りたいので読む人がいますが、これは日本人、フランス人、イギリス人でもたいてい挫折してしまいます。なぜかと言うと表現がよくわからない事。例えば、なぜこんな順番でこれが出てくるのかとわからなくなる。それから中世からの積み重ねで出来ているスウェーデンの長い伝統の法文化がそのまま持続可能な発展という物で積みあがっているので、スウェーデンの社会、あるいは法文化の歴史とか背景をわかって読まないとはだかかわからない。ですから、読み物としてはあまりいきなり読まれるのは私としてはお勧めしません。ですから、目的、一般配慮規則くらいにし、または興味ある所をピックアップして読まれた方が安全かと思います。

次に適用範囲ですが、全体としてこの法典は包括的にその環境の保全安全性を考えていくと言う法律なので、非常に幅広い対象に適用されているという特徴がある。例えば土地とか国立生息地などに網をかけ規制しているが、一般的に開発を抑制することが原則です。日本は基本的には自由。土地所有者や権利者はちゃんと許可を取れば自由に売ることが出来る。しかし、スウェーデンは基本的には開発はしてはいけないし、勝手にやっちはいけない。開発するのはあくまでも例外なのです。これがまさに原則と例外が他の先進国とはひっくり返っている。それがショッキングな点だと思います。水の水域は非常に広くて地下水、沿岸の海岸地域、スウェーデンの領海、また、物によっては大陸棚、排他的経済水域まで出てくるがありますが、そこには基本的には環境法典の適用は今までなかった。これを広げようとしているところです。

また、先住民族サーミー(トナカイの遊牧民) 達の権利や保護はたいへん大事な事なので、トナカイについての規制がたくさんある。この人達はフィンランド

やノルウェーに自由移動して生活していますが、トラブルが起きないように調整する事がうたわれている。

そして自然享受権について。北欧で出来た慣習法ですが、他人の土地にテントを張ったり、バーベキューをしたり、キノコ採りや花を摘むことは誰もが許される自由を享有する権利としてうたわれている。これについても多くの規定があって、要するに勝手な開発をしてしまうとレクリエーションが出来なくなってしまう。例えばきれいな湖畔にホテルが出来るとなるとレクリエーションが出来なくなったり、そこにトナカイが放牧しているサーミーの人が行動しなければならなくなった時にホテルが建ててあると道がなくなってしまう。そういう物を阻害してはいけないので開発抑制となるのです。

また、ストックホルム市内に新しい建物を作ろうとした時に必ず一定の範囲の緑地を先に確保してから作りなさいと義務付けられています。東京でも最近ではビルの屋上に庭園や緑地を作るという事がありますが、そういうレベルのものではなくもっときちっとしたものです。さらに最近、時間労働のブラック企業とか過労死などの問題がある労働環境についてもこの環境法典は一言加えています。詳しくは労働法があってそこで規定していますが、長時間労働させるとか休暇を取らせないとかそういう事は全部法典違反と労働法違反になる。その他新しい概念が付け加えられています。これはいずれもEUの規制にも含まれたもので、できるだけ幅広くガードをかけようというコンセプトで作られています。

一方で適応除外の例もあります。国防に関する時のもので、これは法典が適用されていない。スウェーデンでは軍隊があり、民間防衛隊という組織もありこれを全て含んでいる。有事の時に軍港を作るとか、戦車が通れる道を切り開くという時に法典であれこれ言っていると大変な事になる。その時はきちんと対応できるという事です。

もう1つ、自然環境はそのままにしているだけではなく、ある一定の範囲で人間の役に立つように共生しながら使っていくという事ができるわけです。日本には里山思想という物がありますが...。スウェーデンでも自然と共生しながら

使っていくという事で開発が許される場合もあります。これが林業と農業です。スウェーデンで一番重要な産業な何かと言うと、この林業と農業です。ほかにも IT がありますが、農業と林業は法典にも書かれている。破壊しないで調和を図って開発しよう。あとは公共の利益に属するもの、社会経済的に重要なプロジェクトであったりするもの、その他、政府が必要と決めたものにはその裁量で適用除外するものがいくつかある。これも政府の1つの権限です。乱用されて困るが政府は国民に説明責任があるし、変なことをやったら選挙で負けてしまうから勝手な事は出来ない。

スウェーデンには経験の浅い新しい制度も取り入れられています。1つ1つの解説はしませんが、15年経って手探りではあるが成してきたところだと思えます。1つだけポイントを挙げるとしたら環境品質基準について。あらゆる物質に関してその利用や製造する物質を作ったり廃棄したり放出したりとあるが、それについて物質ごとに許される上下限値を明確に決めた。これは必ず守られなければいけない。日本にも環境基準があるが、これは守っても守らなくてもいい、理想とか夢みたいなものです。あまり悪口を言ってはいけませんが、この点に関しスウェーデンの環境基準は守らないと禁止されてしまう。

もう1つ、法典で特徴としてスウェーデンらしいのは持続可能な発展というものを約束しました。目標です。いろんな規則も決めました。じゃあそれをもって本当に持続可能な調和のとれた事業を事業者はしているのか、あるいはそういう食品は作られているのか、また流通しているのか、あるいは安全な建材がこの工務店で作られているのかなど、誰がどうやってチェックするのか。放っておくと誰も何も言わない。それを一網打尽にして必ずチェックしようというわけです。それはどういう事かと言うと、スウェーデンの考えは先ほど憲法の中で述べましたが、基本は環境保護したり、人の健康を守ったりするのは国の義務なのです。日本でも環境権と言われ、一人一人に人権を与えて争うとか争うべきかの議論があるが、スウェーデンではその考え方を取らなかった。一人一人の国民が闘うという事は大変な事ですから、国がみんな引き取って持続可能な社会を作るために責任を持ちますから安心してください、その代わり法

典を守ってくださいね、と言うのがスウェーデンの思想です。これを実践する為に使っている強力な仕組みがある。

これがいわゆる許認可システム。ほとんどの事業や製品について許認可システムを作り届け出や承認を要求して事業を始めたいという人は、それについて申請書類を持って許認可を取ることになる。そしてこういう事業をやるとか、製品を出すとか、作るとかという場合に担当官は一般規則を守っているか、データを出しなさいなどと要求しますが、その時に検討していないとか、もっとリスクの少ないものがあるのではないかなど、事業計画が変わっていく。これはより環境に配慮するものとして修正されるわけです。これは利益誘導というのではなく持続可能な方向に修正していくもので、その意味での、誘導するという事が行政官の役割になっています。



スウェーデン独自の行政司法制度～17世紀初頭からの伝統
(統治機構法第11章・12章参照)

① 執行行政機関と裁判所機能の共有性

…執行行政機関には徹底した法遵守義務を求められ、それ自身が「裁判所」と分担して行政処分や紛争解決にあたるのが頻繁にある

⇒この結果、裁判所および県・自治体の行政機関は性格の異なる2種類の案件(事件)を同時に扱うことができる

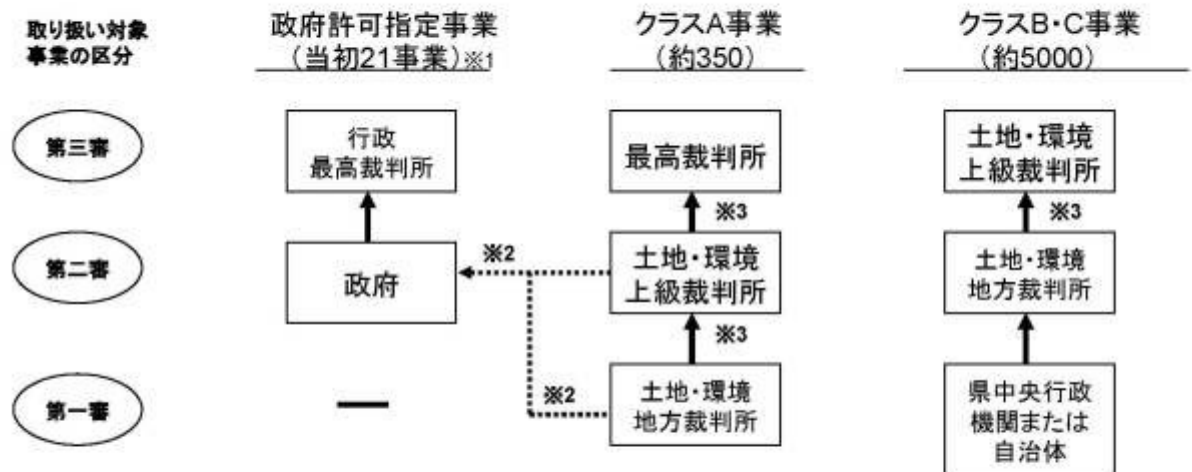
a) 申請案件: 1) クラスAに分類される重大な環境影響を伴う事業・活動に関する許認可
2) 水利用や水域での建設・改変・開発工事を伴う事業・活動に関する許認可

b) 召喚案件: 事業に伴う補償・賠償、法律違反にかかる手数料支払い命令、代償・修復措置に関わる指示や紛争解決、REACH登録等に関する費用負担割合の決定 など

② 司法行政機関の独立性保障

…「(国王、国会や国務大臣からの)独立性が担保されることによって、権威的決定が万人のため平等かつ公正に適用されるための『法的保障』となる」

「行政司法機関」としての環境裁判制度
～環境法典に基づく各機関の役割分担



- ※1 法典第17章第1条に列挙される事業。ただし2011年改正により、対象事業が変更された(詳細後述)
- ※2 重大な公共の利益に関わる事業や、法典一般配慮規則にいう「最終考量責任」にかかる事業、あるいは防衛関連の諸事業、また第17章第3条以下の「留保権」を政府が行使しようとする場合には、特に政府決定に委ねることができる
- ※3 地裁からの控訴については、手続に先立って「上訴許可申請」を行わねばならない。これには3名の上級裁判所判事(案件によってはうち1名は環境アドバイザー)が検討にあたり、控訴申請件数の20～30%が受理されるにとどまる

©Phalcova Consulting, Inc., 2014

次に行政司法制度について。スウェーデンでは裁判所は許認可する所ですが、日本や欧米ではこうしたことは殆んどない。もっともアメリカは一部であります。裁判所は許認可はしない。許認可した後に誰かや住民が反対し、不服申し立てや異議申し立てをして「この事業をやめましょう」と言った時に紛争が起きて紛争を解決するのが裁判所の認識。それから紛争が起きてしまったり、事業を開始したら汚染物質を出してしまったり、事故を起こしてしまったりという時の損害賠償について反則金を払わせるとかという決定について司法判断をします。そういう意味で行政的な司法処分みたいな許認可の仕事と紛争が起きた時の紛争解決の解決者としての仕事です。

土地環境裁判所の具体的な仕事を説明します。ストックホルムの旧市街地のガムラスタンに散策されたことがある人はおわかりになると思いますが、その時に多くの人が必ず通ったであろう建物がある。これは一番古い裁判所で、上級

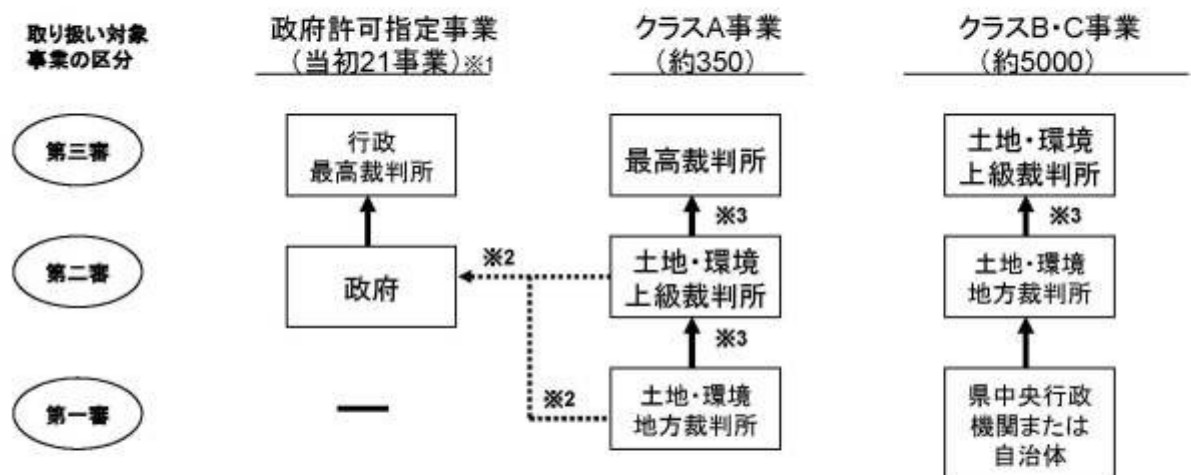
裁判所。一般裁判所と同時に先ほどの環境裁判所もこの中に入っています。出来たのは1614年。今年が設立400年で日本の関ヶ原夏、冬の陣の頃です。スウェーデンの人はスベアという愛称で呼んでいます。ここが一番古くて権威があり、多くの人から一番尊敬を受けている裁判所。ここの判事になるというのは法曹を目指す人の憧れで名誉なこととされる。スウェーデンはこの上に最高裁判所があるが、実は最高裁判事よりもこちらの方が偉い、名誉あると評価されているほどです。

裁判所の役割ですが、裁判所は行政処分の様な許認可業務と紛争についての解決という二つの両面を持っていると申し上げましたが、実はこの裁判所が出来た400年前からの伝統になっていて、これがスウェーデン独自のものです。それがふつう先進国では三権分立と言われ、行政 司法 立法はきちんと分けられていると考えられてきていますが、スウェーデンは行政と司法は一帯ではないが、共通であって、それを二つで役割分担しています。ですから許認可する行政機関もある。例えばスウェーデンでは21の県があるが、そこに行政機関があって許認可の窓口がある。その下部組織の市が280程あるがそこにも窓口がある。ここと環境裁判所がそれぞれ役割分担して認可審査や司法的な紛争解決をお互いにやります。「こんなのは大丈夫か、癒着しているのではないか」などと疑われるかもしれませんが、スウェーデンの仕組みはそうではなくて、結局、行政官と裁判官の出身は同じ。みんな法曹教育を受けていて裁判官としてのトレーニングを受けており、そして法の支配を受けている。法律を徹底的に重視しなければいけないという事になっていて、国会に対し、すべての責任を負っています。国会は法律を決めますからその決められた法律を守っているかどうか適正なのかどうかチェックされるわけです。そういう意味で裁判官も行政官も同じ法律を使ってこれに乗っ取って運用するという意味では同じです。執行行政機関という法律を運用する機関があるが、それと裁判所機能がまあ役割を共通して分担して扱っているという事です。この仕組みがわかっていると、なぜ裁判所が許認可をしたり、行政官が紛争解決しているのかわらなくなってしまうわけです。

スウェーデンでは有名なオンブズマン制度がある。これは国会にいるオンブズマンの行政と司法が法律を守って適正に活動しているかどうかチェックしている人です。この国会オンブズマンはこの行政執行機関と裁判所の両方をチェックする役割を担っている。その元は国会に対して責任を持っているので、その国会オンブズマンがチェックし、もし不正があったり、個人的に利益誘導していたら厳罰に処せられ、懲役刑を含めた厳しいものがある。

次にスウェーデンの環境裁判制度の特色について。

「行政司法機関」としての環境裁判制度
～環境法典に基づく各機関の役割分担



- ※1 法典第17章第1条に列挙される事業。ただし2011年改正により、対象事業が変更された(詳細後述)
- ※2 重大な公共の利益に関わる事業や、法典一般配慮規則にいう「最終考量責任」にかかる事業、あるいは防衛関連の諸事業、また第17章第3条以下の「留保権」を政府が行使しようとする場合には、特に政府決定に委ねることができる
- ※3 地裁からの控訴については、手続に先立って「上訴許可申請」を行わねばならない。これには3名の上級裁判所判事(案件によってはうち1名は環境アドバイザー)が検討にあたり、控訴申請件数の20～30%が受理されるにとどまる

©Phalcova Consulting, Inc., 2014

約 6000 のカテゴリ分けして、それをプラス ABC というように・・・。まあ事業の種類とか規模に応じてカテゴリ分けをする。そしてそれぞれのどこの窓口とか機関に申請に行くかを決めています。まず、クラス A 事業という比較的規模の大きく環境影響が大きい事業所は 350 くらいありますが、これについて事業所は土地、環境、裁判所に申請します。ここで許可がおりたり、おりなかつ

たりしますが、これに対し環境 NGO が不服申し立てをし、上級裁判所に行きます。さらにここで決着がつかないと最高裁判所という事になります。

一方でそれよりも規模の小さいクラスの BC と言われる事業のケース。最初は裁判所ではなくて、県にある行政機関の窓口か市の許認可する窓口申請し、そこで許認可をもらいます。もめたら今度は土地環境地方裁判所に控訴することになり、これが二審で最後は上級裁判所という事になる。

このシステムが一般的な物ですが、この他に超巨大プロジェクトがあり得るわけです。いわばスーパー A クラスみたいな事業があつて、これは実は裁判所は扱わなくて別の所で扱う。それはどこかと言うと、政府です。つまり内閣が扱う。これは環境法典が出来た時、21 の事業が明記されていて、これについては政府が審査し、許認可決定することになっている。ではどんな事業かと言うと、飛行場、高速鉄道網、新しい高速道路、風力発電所、大きな工場などです。実はその後ある事件があつて、これが 21 の事業が減らされることになった。これは国家的な大事件でいわば政府が許認可決定できるという事は大きな権限ですが、それがいわば縮小されてしまった。そして一部は剥奪されたケースもありますが、これは誰がやったのかと言うと国会がやったのです。

スウェーデンの環境裁判所制度の特色



1. 徹底した専門主義: 法曹判事・環境判事・専門家の平等参画
2. 現場主義: 現場検証と関係者への「傾聴」を経た上での心証形成
3. 口頭主義: 口頭弁論の場でステークホルダーの意見・知見を幅広く集め、「合意形成」を図る

4. ワンストップ・サービスの追求
・環境法・都市計画法・行政法・民事法の一括審理・審査
・同一計画にかかる個別許可申請の併合審理・審査
5. フレキシビリティ: 重大な環境影響が喫緊に予想される案件の前倒し審理
6. 低廉な手続費用: 特に申請案件では敗訴原告の訴訟費用負担を免除



⇒「刑事事件の如く、過去に起きたことの証拠を探すのとは異なり、環境裁判では皆が公平な立場で審理に参加し、スウェーデンの未来について議論を交わす。その過程での判事はあくまでファシリテーターである」
(元スウェーデン環境上級裁判所判事・Ulf Bjällås)

©Phalcova Consulting, Inc. 2014

さて、環境裁判所の特色ですが図表の右側の3つです。専門性を重視してやっている。例えば地方裁判所はどういう形で審理が行われているかというと法曹トレーニングを受けたプロの判事が一人。それから、フルタイムの環境専門アドバイザーが一人、あと事件によってそれぞれ特殊な事件を扱うわけですから、それぞれの専門家二人の四人による合議制で審理を行う。この四人は皆平等なので一票ずつ投票する。二対二の意見が分かれた時は法曹判事が最終的にキャスティングボードを入れる。さらに、上級裁判所に行くと、控訴判事が四人、技術専門アドバイザーの環境判事と言われる人が一人で構成されています。

二番目は現場主義。このシステムは法廷に閉じこもって書類だけを見たり、人を呼び出して話を聞くだけではなく、判事が実際に開発する現場に出て行ってそこで現場検証する。そしてどういう所に作るのか、周りはどういう形態体制

なのか、また、地元住民がどう思っているのかなど事情聴取するこのように出された書類だけを右から左にみるだけという事はしない。三つ目はスウェーデンの司法としては大きな特徴と言われる口頭弁論。これは口頭弁論を重視して物事を進めていく。口頭弁論に事業申請している事業所だけでなく、それに意見や関心ある人、利害関係のある人、地元民らが意思表示して参加する。そこでみんなディスカッションをする。これは本当に許可すべきか、とか、どういう条件を付けるべきかなど。あるいはどういう代替技術があるかなどについて徹底的に議論する。これは短ければ1日の事もあるし、事業の大きさによって違う。4番目はサンストップサービス。関係するものを出来るだけまとめてやって出来るだけコストを抑えるようにしている。スウェーデンの司法制度は税金が多く使われているので、そういう意味で裁判費用は全体的に安いですが、その度に効率的に使う事が求められる。

裁判費用についても触れます。例えば許認可の案件で許可するかどうかについてはどうしても不安があって事業を差し止めたいと言う住民が参加したり、NGOが参加すると言った時に、十分な資金力がない。また、自分の所から裁判所に出かける交通費もかかる。そうした時に敗訴したら裁判費用はふつうは払わなければいけない訳ですが、そうすると皆は参加する事を躊躇するという事があるので、スウェーデンでは許認可に関する紛争に関してはこうした人達にはたとえ敗訴しても、裁判費用を負担しなくても良いことになっている。また口頭弁論などでの旅費は一定の場合は控除されるなど、皆が司法参加あるいは司法アクセスというものを保障している。これも高く評価されているところで

す。

また、裁判審理の中で特に大きな口頭弁論での議論は代替策を皆で探しあうという事です。それは立地であったり使う物質であったりですが、他にいいものがないかとか、低リスクのものはないのか、環境に有害性の低い事業が計画できないかなどについていくつかの案を出し合ってそれについて比較評価しているという事になります。

もう1つ話し合うべきところは、出てくる影響あるいはリスクについてそれを縮小あるいは避けられるという事についても徹底的に議論する。これを環境緩和策と言うのですが、それには4つ種類ある。仮にその開発事業に伴って出る負のマイナス影響の量。第一に議論されることはこの事業自体を書いた、または影響を避けるための基本的な策はないのか議論する。この様に多くの人に参加してある意味で法廷での世論形成をしてみんなの合意を作ってそれを一つの糧として、あるいはよすがとしてその事業を進めていく事になりますし、それだけの人達が参加していると事業者は勝手な事はできない。そういう所でそのシステムは機能している。

昨年、土地環境裁判所がどれだけの案件を扱ったのか、調べてみたら地方裁判所レベルは5つありますが、合計で1年間に約2200件、上級裁判所はその3分の1の790件。これは裁判所全体の扱った件数から見ると約10%に当たります。では、発足した2000年から15年でどれだけの事案を解決したのかを見てみると、14年間で地方裁判所は24000件。上級裁判所で7600件。月平均にすると、前者は3000件で一日に一件を処理している数字になる。後者の上級裁判所は55件。これはほとんどが控訴して争点を整理しただけの対立点だけを解決しているので、口頭弁論など開かれていないものがたくさんあるので書類審査だけで決着するケースが多いため、この数字になっている。

以上で環境法典と環境裁判所制度についての大体のあらましはお話ししました。そして、実際に環境法典と環境裁判所がどの様に機能しているのかという事について少しだけお話しします。法典が出来た時に、ある高速鉄道を作ろうという建設計画が持ち上がり、法典第一号の大プロジェクトとして世間の注目を集めました。それが十数年間にわたって大いに揉めたのです。なぜ揉めたかと言うと、ストックホルムから南と言うのはX2000の列車が走っていてアクセスが良い。しかしストックホルムから北に行くと道路しかなく、鉄道は途中までで、そこからはバスを乗り継いでいとか飛行機を利用するという、ある意味で不便な所だった。これについてスウェーデンでは南北問題みたいなものがあり、南部は発展しているのに北部は過疎化が進んだり地域産業が衰えたり

という事があるので、それを活性化するという事で鉄道網を開いて、北はロシアから南は中央ヨーロッパまで結ぼうという大動脈構想を立てた。

これを支持したのが EU。EU の地域経済開発局は「ぜひやろう」と乗り気になった。これはヨーロッパ自体が活性化するし、今はロシアとはちょっと仲良くないですが、当時はラインを結んだり、貿易をやっていこうという事になった。この構想の足掛かりとして北にウメオという 10 万人くらいの都市があり、ここと南の都市の間の約 150 キロ間に鉄道を引こうという事になった。地元住民も大歓迎だった。ところが 1 つ問題があって、このウメオという場所の北には貴重な湿地帯があり、そこが鉄道ルートという事が判明した。ところが、この地域とは別に、政府が調査して国際的な生物多様条約に関連して特別自然保護地域を指定してこれは EU で登録されていて、EU 全体がネットワークとして開発が否定されている地域だった。ところが法典を作る事、それから EU に加盟してこういう地域を認定する事、鉄道ルートを作る事の項目についてはバラバラで同時並行して作業していたので、意思疎通が出来ず、結果として貴重な湿地帯の所を鉄道が通るという事になってしまった。大いに揉めて結局、政府は、決定としましたが、地元民や環境保護団体らが抗議し、長らく法廷闘争に持ち込まれることとなった。

この間、司法裁判所は介入しないと言いつけた。これに対し、住民国民らは不満を残したわけですが、結局 2010 年には鉄道は開通しました。そして国民の不満は残ったのですが、国会は「問題ではないか」と議論し、最終的にはどうなったかと言うと、鉄道省の作った事業計画はずさんで予算は 140%オーバーしている。またストックホルムーウメオ間の乗車時間は短縮するという事だったのが実際には短縮出来ないなどが明らかになった。結局、翌 2011 年に法典を大改正し、鉄道省と道路庁を統合したり、21 事業についても許可権限を 3 つに縮小することになった、といういきさつがあります。

最後に私はスウェーデンの友人や関係者になぜここまで政府の人に大きな権限を与えているのかについて尋ねたところ、選挙を通して国民と議員との間は互いに信頼関係が強く、また常にコンタクトをとり、政策を語り合うなど活動を

チェックしているわけです。この様に特別の信頼があり、日本とはその距離感が全然違うという事を認識しました。